

矢掛町国土強靱化地域計画

令和3年3月

矢 掛 町

目次

第1章 計画策定の主旨及び計画の位置付け	1
1. 計画策定の主旨	1
2. 計画の位置付け	1
3. 計画期間	2
4. 地域計画と地域防災計画との関係	2
第2章 基本的な考え方	3
1. 基本方針	3
2. 基本目標	4
3. 事前に備えるべき目標	4
第3章 概況及び想定される災害リスク	6
1. 概況	6
2. 想定される災害リスク	10
3. 対象とする災害	24
第4章 脆弱性の評価及び施策の推進方針	25
1. リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）の設定	25
2. 施策分野の設定	27
3. 脆弱性の評価結果	28
4. リスクシナリオごとの推進方針	28
5. 施策の重点化	69
第5章 計画の推進と進捗管理	71
1. 計画の推進	71
2. 計画の進捗管理と見直し	71

第1章 計画策定の主旨及び計画の位置付け

1. 計画策定の主旨

矢掛町では、東日本大震災や熊本地震等の教訓を受け、災害から人命を守ることを最優先に、自助・共助・公助の観点に立ってハード・ソフト対策両面の実施により安全・安心に暮らせる地域社会の実現に取り組んでいるところであるが、近年、大規模地震や台風の大型化、多発する集中豪雨等、大規模自然災害の発生によるリスクが一段と高まっている。さらに、「平成30年7月豪雨」により矢掛町において甚大な被害が発生し、現在、全町を挙げて復旧・復興を進めている。

全国的にみても、これまで数多くの災害が発生し、甚大な被害を受けるたび、長期間かけて復旧・復興を図るという「事後対策」を繰り返してきている。これを避けるためには、平時から大規模自然災害等に対する備えを行うことが重要であり、最悪の事態を念頭に置き、総合的な対応を行っていく必要がある。国は取組を強化する「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）を制定し、それに基づき、国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）を定め、「国土強靱化」（ナショナル・レジリエンス）を図ることとしている。

矢掛町においても国の方針に基づき、あらゆる災害に対応するため、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせて効果的に施策を推進するため、住民の安全・安心を確保するとともに、人命を守ることを最優先に、また地域社会が致命的な被害を受けることなく迅速に回復できるよう「強靱な地域」を確立することを目指し、矢掛町の地域特性に則した取組を総合的かつ計画的に推進するため、矢掛町国土強靱化地域計画（以下「地域計画」という。）を策定する。

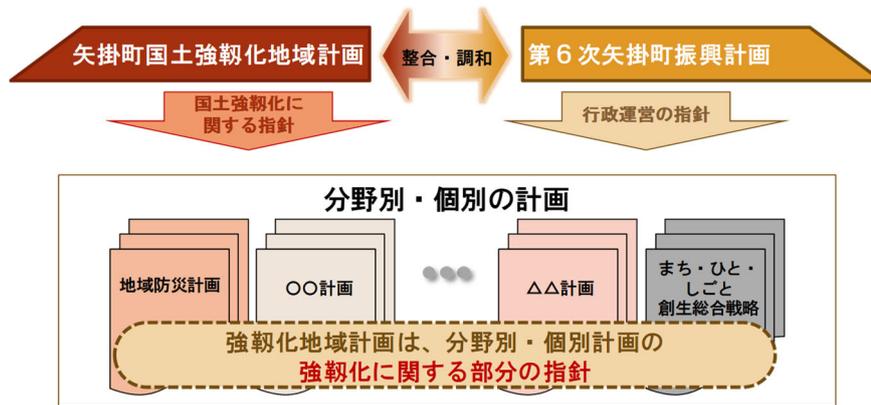
2. 計画の位置付け

地域計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画であり、矢掛町振興計画との整合・調和を図りながら、強靱化に関する矢掛町の個別計画等の指針として定めるものである。

（国土強靱化地域計画）

第13条 都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。

国土強靱化基本法（内閣官房）より抜粋



3. 計画期間

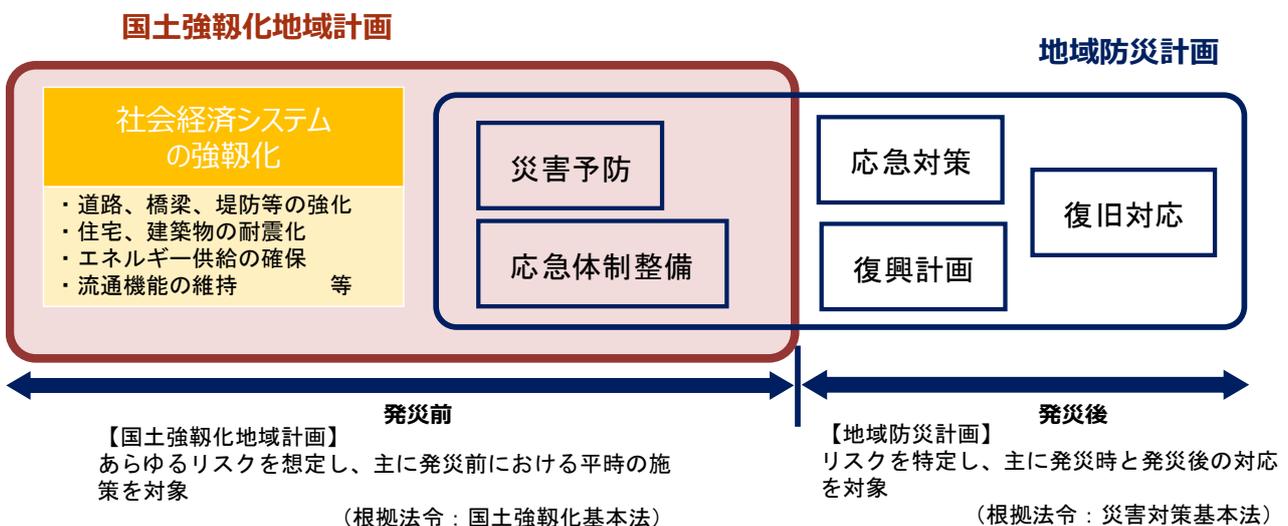
計画内容は、基本計画に準じ概ね5年ごとに見直す。

なお、当初の計画期間は、矢掛町振興計画との整合を図ることとし、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までとする。

4. 地域計画と地域防災計画との関係

地域計画は、あらゆる災害（リスク）に備えるため、リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を明らかにし、それらを回避するため事前に取り組むべき具体的施策を定めるものである。一方で、地域防災計画では、災害ごとの対策や対応について、実施すべきことを定めることが基本となる。地域計画と地域防災計画の比較及び関係を以下に示す。

	国土強靱化地域計画	地域防災計画
検討アプローチ	地域で想定される自然災害全般	災害の種類ごと
主な対象フェーズ	発災前	発災時・発災後
施策の設定方法	脆弱性評価，リスクシナリオに併せた施策	—
施策の重点化	○	—



第2章 基本的な考え方

1. 基本方針

国土強靱化は、国・地方のリスクマネジメントであり、次頁の図に示す PDCA サイクルをまわすことによる取組推進を基本とする。また、大規模自然災害等による被害を回避するための対策（施策）や、国土利用・社会経済システムの現状のどこに問題があるかを知る「重点化・優先順位付け」を行った上で推進していくことが重要となる。

よって、以下の基本的な方針をもとに、地域計画を策定する。

● 国土強靱化の取組姿勢

- ① 強靱性を損なう本質的原因をあらゆる側面から吟味しつつ、取組にあたること
- ② 長期的な視野を持って計画的な取組にあたること
- ③ 「自立・分散・協調」型国土構造の実現に寄与すること

● 適切な施策の組み合わせ

- ① ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせること
- ② 「自助」、「共助」、「公助」を適切に組み合わせること
- ③ 非常時のみならず、平時にも有効に活用される対策とすること

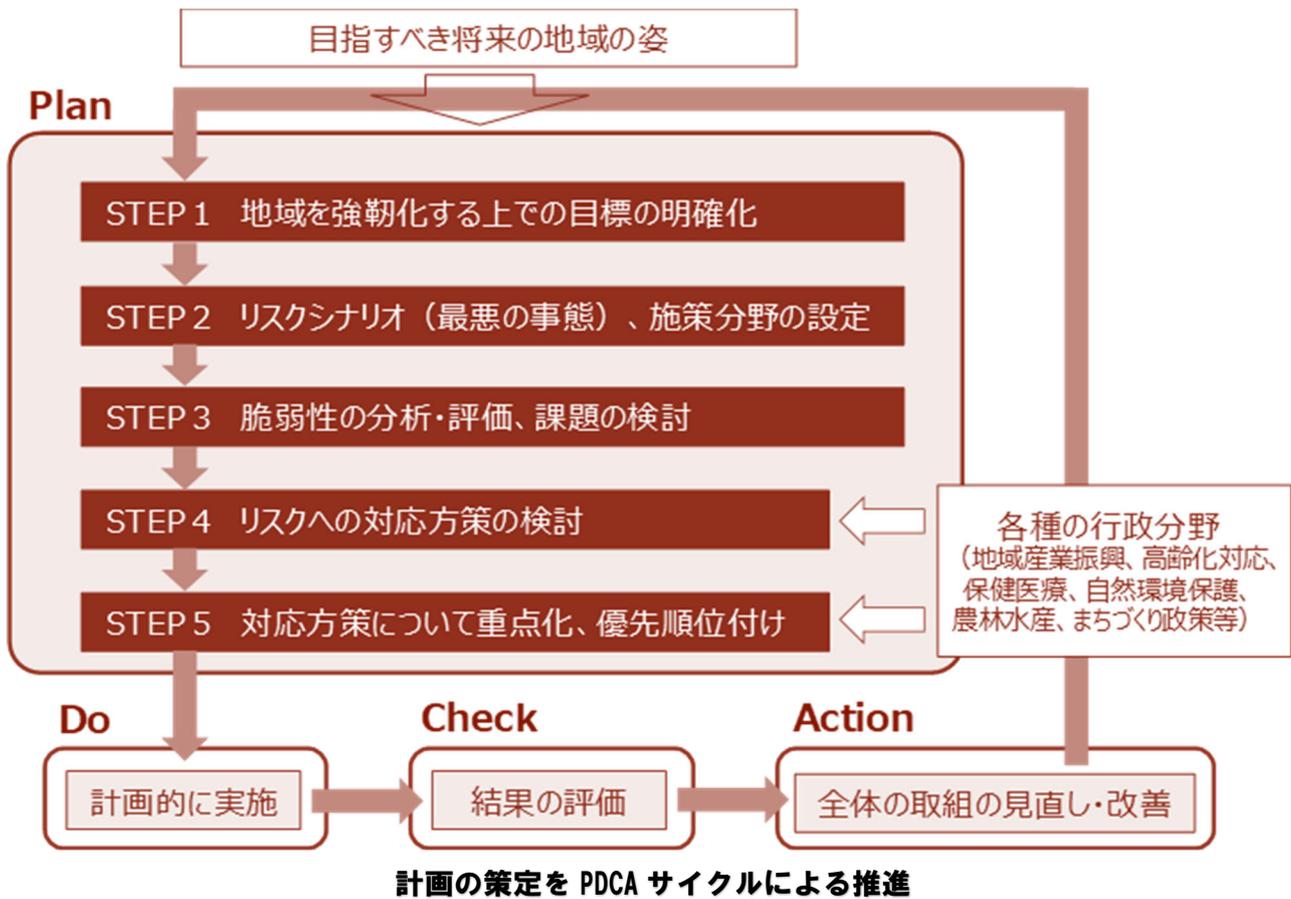
● 効率的な施策の推進

- ① 人口の減少等に起因する需要の変化、気象の変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念や財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図ること
- ② 民間資金の積極的な活用を図ること

● 地域の特性に応じた施策の推進

- ① 人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めること
- ② 女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人等に十分配慮して施策を講じること
- ③ 地域特性に応じ、環境との調和及び景観の維持に配慮し、自然との共生を図ること

なお、地域計画策定にあたっては、基本計画や岡山県国土強靱化地域計画（以下「県地域計画」という。）との調和を保ちつつ、地域計画策定に関する国の指針「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に基づくこととする。



2. 基本目標

- I. 人命の保護が最大限図られること
- II. 町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- III. 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化が図られること
- IV. 町の迅速な復旧・復興を可能にすること

3. 事前に備えるべき目標

- 1 直接死を最大限防ぐ
- 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

- 3 必要不可欠な行政機能は確保する
- 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- 5 経済活動を機能不全に陥らせない
- 6 ライフライン, 燃料供給関連施設, 交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに, 早期に復旧させる
- 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- 8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

第3章 概況及び想定される災害リスク

1. 概況

● 位置及び面積

矢掛町は、岡山県南西部に位置し、北西は井原市、南は笠岡市及び浅口市、東は倉敷市及び総社市に接し、東西約12km、南北約15km、周囲は55kmで、総面積90.62km²の高梁川水系小田川の流域に開けた町である。

● 地勢・地質

矢掛町は、標高15mから505mの比較的ゆるやかな丘陵に囲まれた盆地をなしており、年間の平均気温は14.5℃、年間降水量は1,100mm程度となっており、瀬戸内海気候に属す温暖な気候と豊かな自然環境に恵まれている。

地質は、ほとんどが上部古生層に属し、花崗岩地帯が大半を占めている。

● 人 口

矢掛町の人口は、14,201人、世帯数は4,955世帯（いずれも平成27年国勢調査）となっており、人口は一貫して減少傾向にある。年齢区分別にみると、老年人口は増加傾向にある反面年少人口、生産年齢人口が減少傾向にあることから、町内では、少子高齢化が進行している。

年齢区分別人口（単位：人）

	1985年	2000年	2015年
年少人口（0-14歳）	3,417	2,134	1,532
生産年齢人口（15-64歳）	11,069	9,399	7,417
老年人口（65歳以上）	3,383	4,696	5,248
総人口	17,869	16,230	14,201

資料：国勢調査

● 災害履歴

【地震】

発生年月日	震度	被害	震央地名(地震名)	規模(M)
1905 (明治 38) 6/ 2	岡山 4	被害なし	安芸灘 (芸予地震)	6.7
1909 (明治 42) 8/14	岡山 4	建物その他に若干の被害あり ただし人的被害なし	滋賀県北東部 (姉川地震)	6.8
1909 (明治 42) 11/10	岡山 5	県南部, 特に都窪郡撫川町で被害大 死者 2 人, 建物全・半壊 6 戸ひさし・ 壁破損 29 戸等	宮崎県西部	7.6
1927 (昭和 2) 3/ 7	岡山 4	県南部で家屋の小破損・屋根瓦の墜落 20 数件 煉瓦煙突の上部破損 (上道郡平井村)	京都府北部 (北丹後地震)	7.3
1930 (昭和 5) 12/21	岡山 3 津山 5	県内被害なし	広島県北部	5.9
1934 (昭和 9) 1/ 9	岡山 4	県南部を中心に強く揺れ吉備郡庭瀬 町では壁に亀裂を生じ土壁が倒壊し た程度で県下全般に大きな被害なし	徳島県北部	5.6
1938 (昭和 13) 1/ 2	岡山 3	伯備線神代駅近傍で岩石 40~50 個落 下貨車・家屋破損, 下熊谷の小貯水池 堤防決壊	広島県北部	5.5
1943 (昭和 18) 9/10	岡山 5 津山 4	北東部県境付近で小規模な山崩れ, が け崩れ, 地割れ, 落石等あり (被害に ついては, どちらの地震によるか判別 できない)	鳥取県東部 (鳥取地震)	7.2
1943 (昭和 18) 9/10	岡山 4 津山 2		鳥取県中部 (鳥取地震余震)	6.0
1946 (昭和 21) 12/21	岡山 4 津山 3	県南部, 特に児島湾北岸, 高梁川下流 域の新生地の被害が甚大であった 死者 52 人, 負傷者 157 人 建物全壊 1,200 戸, 建物半壊 2,346 戸 その他堤防・道路の損壊多し 玉島・笠岡管内の電気・通信線がほと んど破壊された	和歌山県南方沖 (南海地震)	8.0
1952 (昭和 27) 7/18	岡山 4 津山 3	県内被害なし	奈良県 (吉野地震)	6.7

発生年月日	震度	被害	震央地名(地震名)	規模(M)
1968 (昭和 43) 8/ 6	岡山 4 津山 3 玉野 4	県内被害なし	豊後水道	6.6
1995 (平成 7) 1/17	岡山 4 津山 4	負傷者 1 人	大阪湾 【平成 7 年 (1995 年) 兵庫県南部地震】	7.3
2000 (平成 12) 10/ 6	新見・哲多・大 佐・落合・美甘 5 強 19 市町村 5 弱 39 市町村 4	震源に近い阿新・真庭地方及び岡山市 の軟弱地盤地域を中心に被害が多か った 重傷 5 人, 軽傷 13 人, 住家全壊 7 棟, 住家半壊 31 棟, 住家一部破損 943 棟, その他水道被害, 道路破損多し	鳥取県西部 【平成 12 年 (2000 年) 鳥取県西部地震】	7.3
2001 (平成 13) 3/24	26 市町村 4	軽傷 1 人 住家一部破損 18 棟	安芸灘 【平成 13 年 (2001 年) 芸予地震】	6.7
2002 (平成 14) 9/16	6 市町村 4	県内被害なし	鳥取県中部 (鳥取県西部地震余 震)	5.5
2006 (平成 18) 6/12	岡山市 4 倉敷市 4 玉野市 4 浅口市 4	県内被害なし	大分県西部	6.2
2007 (平成 19) 4/26	玉野市 4	県内被害なし	愛媛県東予	5.3
2013 (平成 25) 4/13	5 市町 4	県内被害なし	淡路島付近	6.3
2014 (平成 26) 3/14	16 市町 4	重傷 1 人, 軽傷 4 人	伊予灘	6.2
2016 (平成 28) 10/21	鏡野, 真庭 5 強 12 市町村 4 鏡野 4	重傷 1 人, 軽傷 2 人, 住家一部破損 17 棟, 非住家全壊 1 棟, 非住家一部破損 20 棟	鳥取県中部	6.6
2018 (平成 30) 4/ 9	倉敷 4	県内被害なし	島根県西部	6.1

※【 】は気象庁が命名した地震である

資料：矢掛町地域防災計画（地震災害対策編）より抜粋

【風水害】

①水害

発 生 年 月 日	災害原因	発生場所 又は地域	被害状況
1972 (昭和 47) 7/11～13	集中豪雨	町内全域	矢掛市街地, 小田市街地, 山田土生集落, 小田寺迫集落の家屋へ浸水, 特に山田土生集落の被害が大きく, 軒先まで浸水した家屋は, 対策本部の指示により山田小学校へ避難, また, 町内全域で中小河川の決壊, 山崖崩れが発生したが, 大きな被害には至らなかった。 延降水量 201.5 mm (S47.7.11 20:00～7.12 17:00) 小田川最高水位 5.50m (S47.7.11 10:00 弦橋観測所)
1976 (昭和 51) 9/11～13	台風 17 号 による豪雨	町内全域	昭和 51 年 9 月 8 日から 13 日にかけて来襲した台風 17 号は, 当地方にとっては 60 年ぶりという大きな被害をもたらし, 特に矢掛市街地では約 90%の家屋が床上浸水し, また, 公共施設, 道路, 河川並びに農林業施設に壊滅的な損害をもたらした。(9 月 12 日 災害救助法適用) 延降水量 443.5 mm (S51.9.8 13:00～9.13 21:00) 小田川最高水位 5.30m (S51.9.12 6:00 弦橋観測所)
2018 (平成 30) 7/5～9	前線及び台風 7 号による豪雨	町内全域	平成 30 年 7 月豪雨被害 平成 30 年 7 月 5 日から 9 日にかけて前線と台風 7 号による豪雨が降り続き, 7 月 6 日午後 10 時 40 分には, 矢掛町で初めて「特別警報」が発表された。その後, 小田川の堤防 3 箇所, 中地内の支流の堤防 1 箇所が決壊し, 矢掛町に甚大な被害をもたらした。特に矢掛町では家屋の床上浸水 215 件, 床下浸水 42 件, その他店舗や事務所で約 50 件が浸水し, また, 公共施設, 道路, 河川並びに農林業施設に壊滅的な損害をもたらした。(7 月 9 日 災害救助法適用) 延降水量 309 mm (H30.7.5 07:00～7.7 21:00) 小田川最高水位 4.13m (H30.7.7 1:50 矢掛町観測所)

②火災

発 生 年 月 日	災害原因	被害状況
1971 (昭和 46) 3/13	昭和 4 6 年 3 月矢掛町宇角 山林火災	昭和 46 年 3 月 13 日午後 1 時頃, 宇角牧野の造成地から出火した火は折からの西風にあおられ, 近隣の総社市及び真備町 (現倉敷市) に達し, 同日午後 11 時鎮火, 山林約 33ha を焼失した。
2004 (平成 16) 2/16	平成 1 6 年 2 月矢掛町南山田 山林火災	平成 16 年 2 月 16 日午後 2 時頃, 南山田小迫地区の田から出火した火は, 空気が乾燥した中, 山中へと燃え広がり, ヘリコプター 4 機の応援を受け, 翌日, 午後 5 時頃鎮圧, 約 14ha を焼失した。

資料：矢掛町地域防災計画（風水害等対策編）より抜粋

2. 想定される災害リスク

(1) 南海トラフを震源とする地震

最大クラスの地震

「東日本大震災」では、想定をはるかに超える地震により、東北地方を中心とした広い地域が被災し、特に、津波の襲来により多くの死傷者が発生した。

国においては、この震災の教訓から、これまでの地震対策の大幅な見直しを行うこととした。その見直しの中で、発生確率が高いといわれている東海地震、これに東南海、南海地震が同時に発生した場合の3連動の地震、いわゆる「南海トラフの巨大地震」の発生を想定し、最新の科学的知見に基づき、この最大クラスの地震についての被害想定が公表された。

その想定では、かつてない大きな地震動と津波が発生し、その被害は広範囲で、国難ともいふべき大きな人的、経済的被害を受けることとされている。その被害を最小限とするための対策については、ハード・ソフト対策を柔軟に組み合わせて総動員し、地域の状況に応じた総合的な対策を講じることとされている。

(国の想定)

① 想定条件

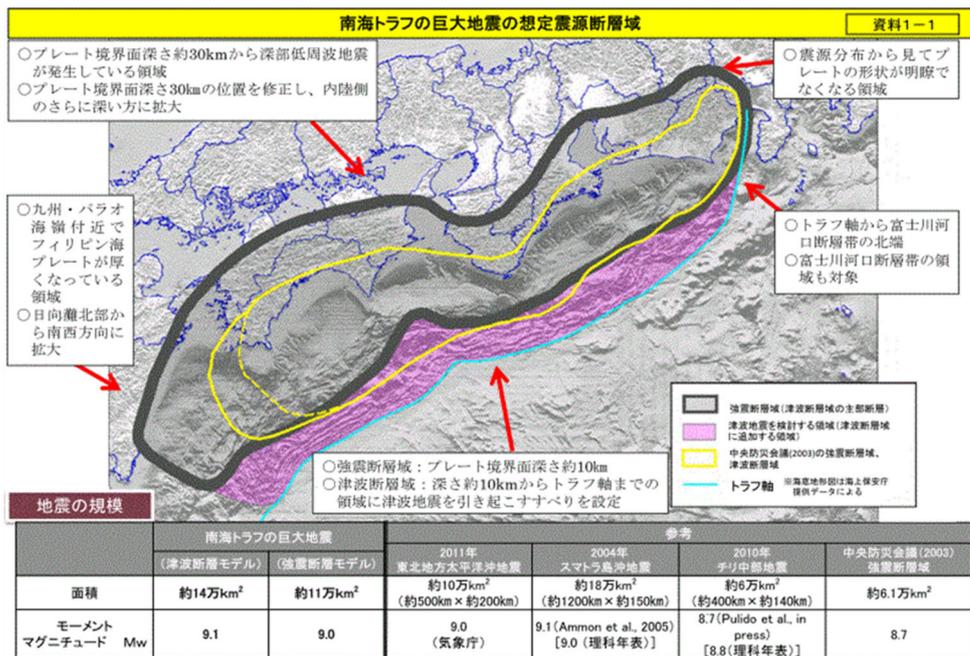
内閣府に設置された「南海トラフの巨大地震モデル検討会」で検討された地震。地震規模はマグニチュード (Mw) 9 クラスで、想定する震源域は駿河湾から日向灘に至る巨大地震。県域に最大級の被害をもたらすことが予想され、地震防災対策上、最重要と考えられる地震として最新のデータ、知見を用いて設定した。

② 前提条件

前提条件による想定される被害の特徴

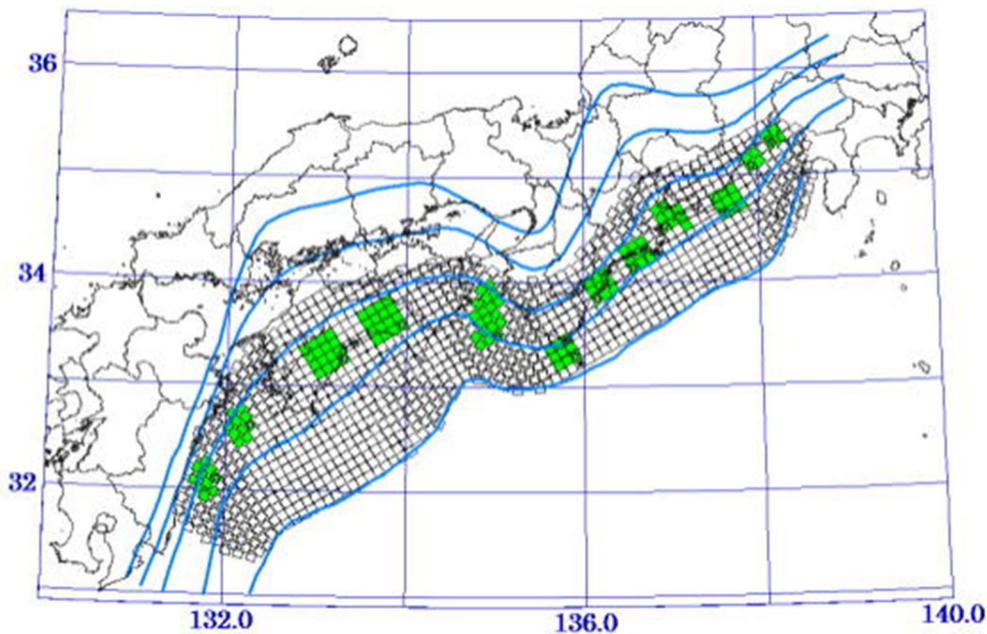
シーン設定	想定される被害の特徴
① 冬 深夜	・自宅です就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する危険性が高い。 ・事業所や商店街の滞留者や、鉄道・道路利用者が少ない。 *屋内滞留人口は、深夜～早朝の時間帯でほぼ一定
② 夏 昼 12 時	・事業所、商店街等に多数の滞留者が集中しており、自宅外で被災するケースが多い。 ・木造建物内滞留人口は、1 日の中で少ない時間帯であり、老朽木造住宅の倒壊による死者数はシーン①と比較して少ない。 *木造建物内滞留人口は、昼 10 時～15 時でほぼ一定
③ 冬 夕 18 時	・住宅、飲食店等で火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。 ・事業所や商店街周辺のほか、駅にも滞留者が多数存在する。 ・鉄道、道路もほぼ帰宅ラッシュ時に近い状況でもあり、交通被害による人的被害や交通機能支障による影響が大きい。

③ 想定地震の震源域位置図



南海トラフの巨大地震の想定震源断層域

④ 南海トラフの巨大地震による震度分布・液状化の概況



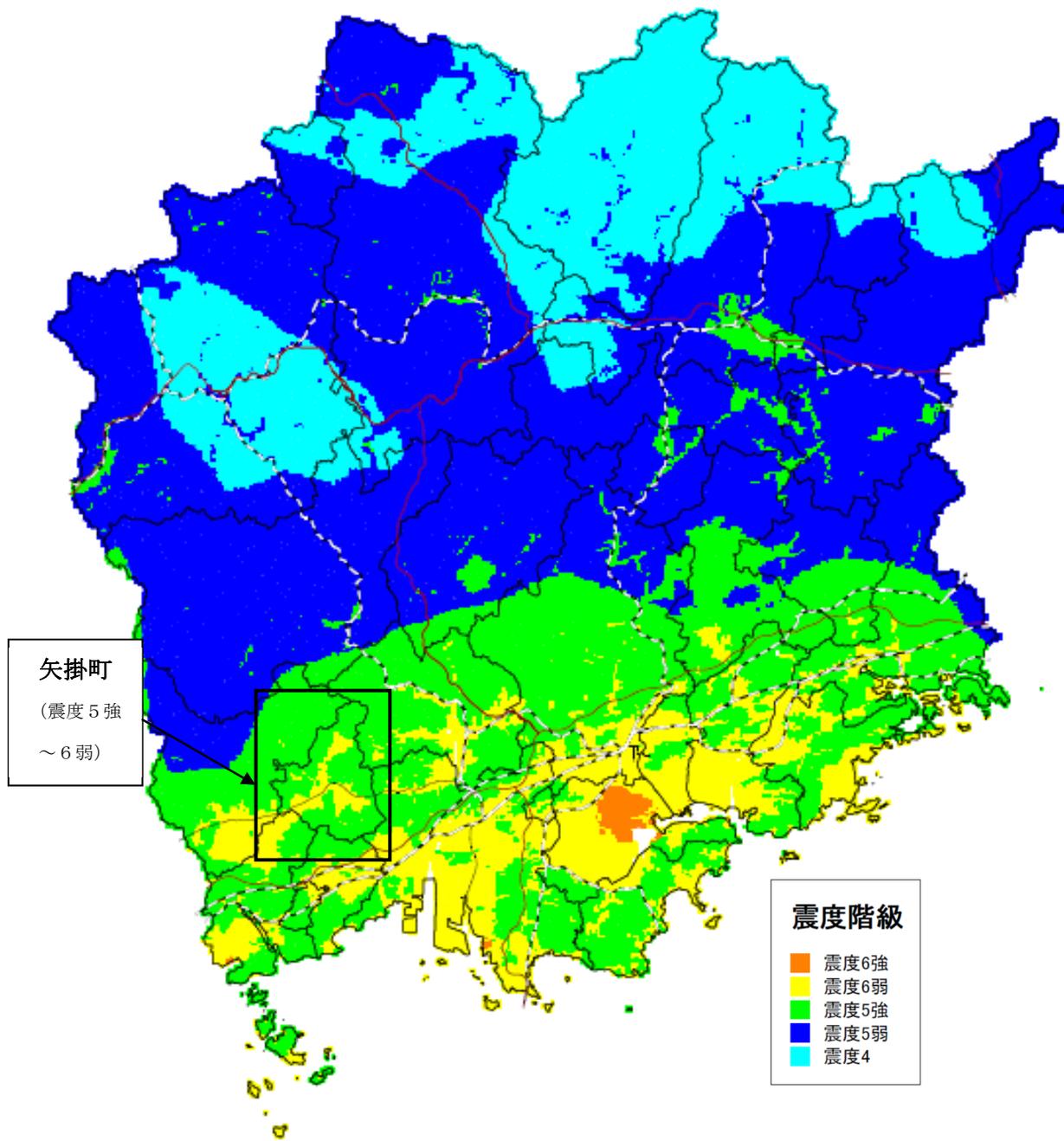
国が想定した「陸側ケース 地表震度全域図」

※南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ（第一次報告）（平成24年8月29日発表）より抜粋
 国の公表内容は「内閣府ホームページ」を参照のこと。

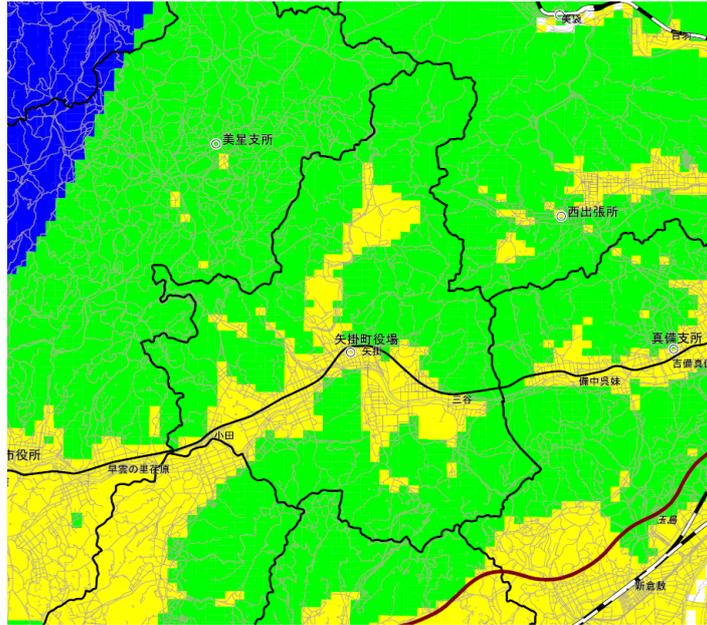
http://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/nankaitrough_info.html

(岡山県の想定)

① 矢掛町の震度分布



南海トラフ巨大地震による震度分布図 【県想定】(平成25年2月)

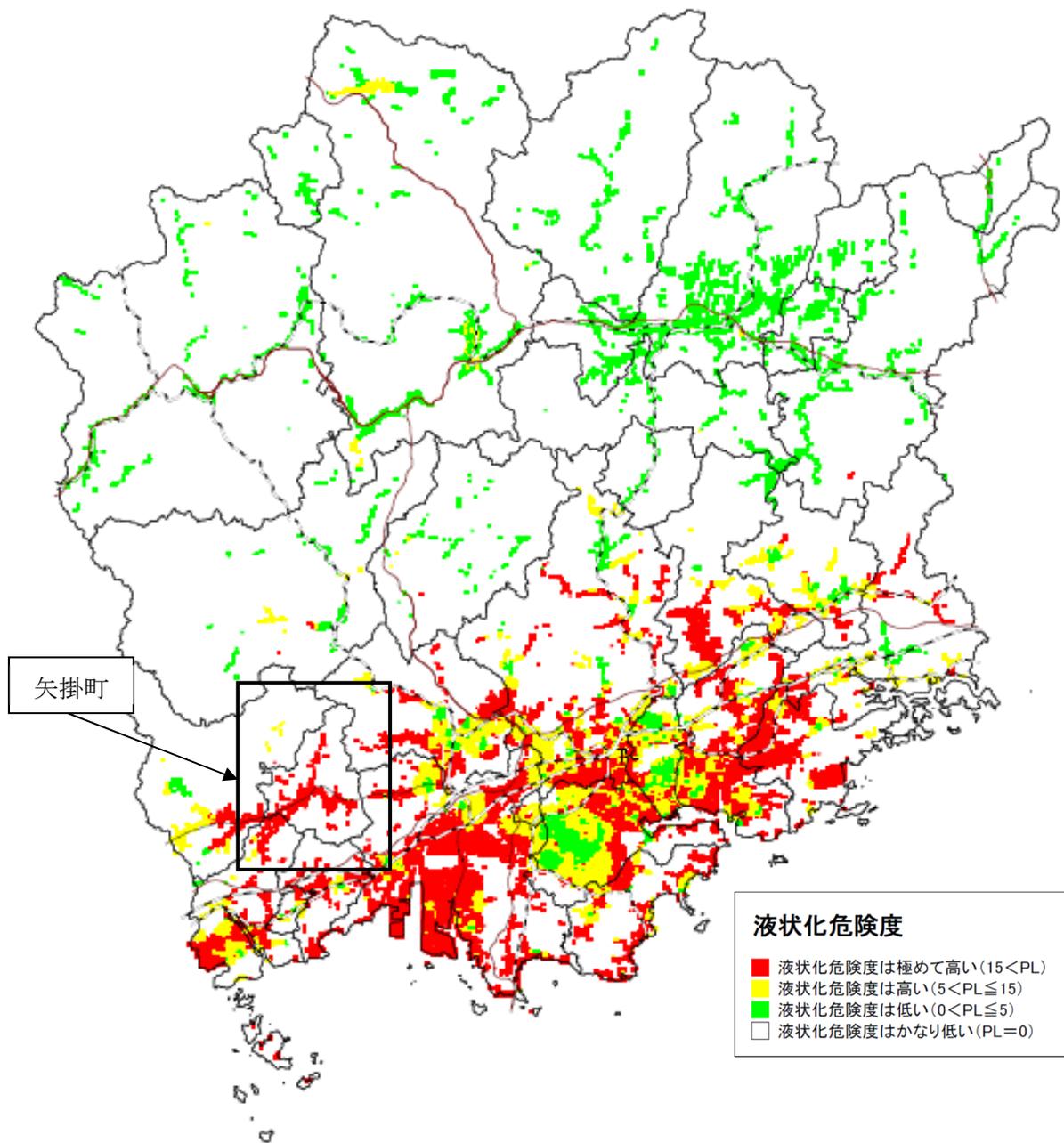


南海トラフ巨大地震による震度分布図 【県想定】矢掛町（平成 25 年 2 月）

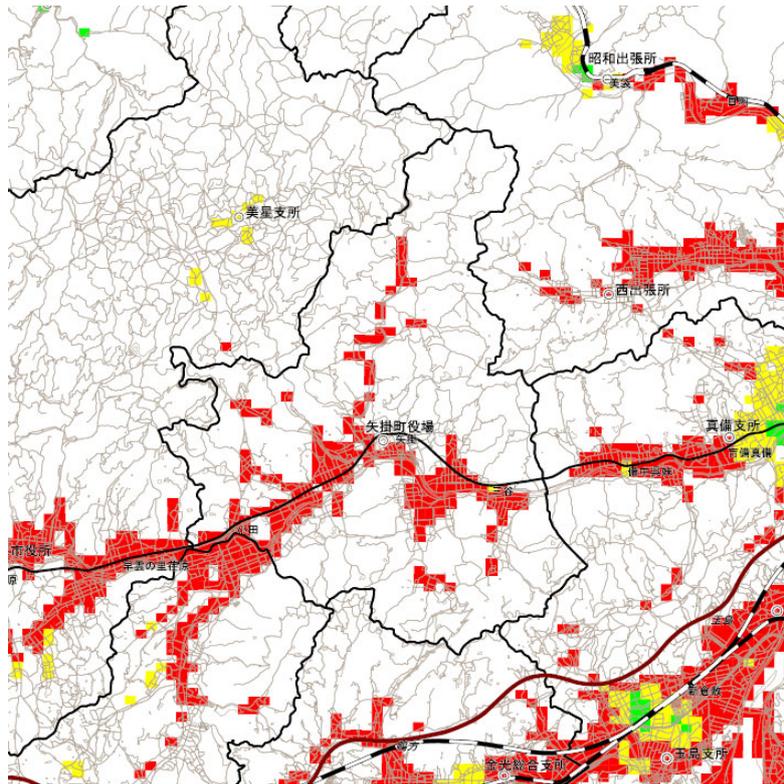
※詳細は、岡山県ホームページ/危機管理課を参照のこと。

危機管理課HP <http://www.pref.okayama.jp/page/308887.html>

② 矢掛町の液状化危険度分布



南海トラフ巨大地震による液状化危険度分布図 【県想定】(平成 25 年 2 月)



南海トラフ巨大地震による液状化危険度分布図 【県想定】矢掛町（平成 25 年 2 月）

③ 南海トラフの巨大地震による人的・物的被害

矢掛町では、南海トラフの巨大地震による建物被害（全壊・大規模半壊・半壊）は揺れにより 439 棟、液状化 295 棟、急傾斜地崩壊 11 棟、2 人の死者数（総人口の 0.01%）、80 人の負傷者数（総人口の 0.5%）の被害が想定されている。特に、揺れによる建物倒壊等を起因とする被害の発生が想定されることから、その対策が求められている。

また、多くの避難者の発生も想定されており、避難所の確保や長期にわたる避難所運営の体制づくりが必要となる。

表 揺れによる建物被害

全建物数 [棟]	全壊数 [棟]	半壊数 [棟]	全壊率 [%]	半壊率 [%]	合計 [棟]
5,948	29	410	0.5	6.9	439

表 液状化による建物被害

全建物数 [棟]	全壊数 [棟]	大規模半壊数 [棟]	半壊数 [棟]	全壊率 [%]	大規模半壊率 [%]	半壊率 [%]	合計 [棟]
5,948	9	102	184	0.2	1.7	3.1	295

表 急傾斜地崩壊による建物被害

全建物数 [棟]	全壊数 [棟]	半壊数 [棟]	全壊率 [%] [%]	半壊率 [%]	合計 [棟]
5,948	4	7	0.1	0.1	11

※津波による建物被害及び出火件数・焼失棟数については、ともに0棟

表 人的被害 死者数, 負傷者

単位(人)

被災ケース	人口	建物倒壊			急傾斜地崩壊			火災		
		死者数	負傷者数	重傷者数	死者数	負傷者数	重傷者数	死者数	負傷者数	重傷者数
冬深夜	15,092	2	69	3	0	0	0	0	0	0
被災ケース	人口	屋外転倒物・落下物			屋内転倒・落下物			合計		
		死者数	負傷者数	重傷者数	死者数	負傷者数	重傷者数	死者数	負傷者数	重傷者数
冬深夜	15,092	0	0(6)	0(2)	0	11	2	2	80	5

※ () 内の数値は冬18時の想定

●ライフライン被害

表 水道復旧推移

人口 [人]	直後		1日後		1週間後		1ヵ月後	
	断水率 [%]	断水人口	断水率 [%]	断水人口	断水率 [%]	断水人口	断水率 [%]	断水人口
15,092	78.6	11,859	47.7	7,199	28.6	4,316	3.4	513

表 下水道復旧推移

※発電機を設置している下水処理場も多いが、地震発生直後においては速やかに切り替えられない等の支障が生じる可能性があるため、停電率が高い市町村では、処理場の機能は停止するものとした。

処理人口 [人]	直後		1日後		1週間後		1ヵ月後	
	断水率 [%]	断水人口	断水率 [%]	断水人口	断水率 [%]	断水人口	断水率 [%]	断水人口
7,589	100.0	7,589	4.0	307	0.0	0	0.0	0

表 電力復旧推移(冬18時:パターン1)

復旧対象電灯軒数	直後		1日後		1週間後		1ヵ月後	
	停電軒数 [軒]	停電率 [%]						
9,696	9,696	100.0	143.2	1.5	0.0	0	0.0	0

表 通信復旧推移（岡山県全体）

回線数	直後		1日後		1週間後		1ヵ月後	
	不通率 [%]	不通回 線数	不通率 [%]	不通回 線数	不通率 [%]	不通回 線数	不通率 [%]	不通回 線数
443,746	77.9	345,713	1.9	8,233	1.0	4,437	0	0

●生活支障想定

表 避難者数（冬18時）

夜間 人口	1日後			1週間後			1ヵ月後		
	避難所 生活者数	避難所外 生活者数	避難者数 合計	避難所 生活者数	避難所外 生活者数	避難者数 合計	避難所 生活者数	避難所外 生活者数	避難者数 合計
15,092	195	130	325	691	691	1,381	233	544	777

表 帰宅困難者数

帰宅困難者		買い物客等	
従来の帰宅困難率	新しい帰宅困難率	従来の帰宅困難率	新しい帰宅困難率
1,228	862	0	0

●医療機能支障の想定

表 医療対応力不足数

パターン1			パターン2		
受け入れ可能 病床数	入院需要	医療対応力 不足数	受け入れ可能 病床数	入院需要	医療対応力 不足数
8	10	-1	8	10	-1

●災害廃棄物量の想定

表 震災廃棄物量の想定

震災廃棄物発生量（重量）			津波堆積物 発生量（重量）	震災廃棄物発生量（体積）※		
冬深夜	夏12時	冬18時		冬深夜	夏12時	冬18時
[万トン]	[万トン]	[万トン]	[万トン]	[万トン]	[万トン]	[万トン]
1	1	1	-	1	1	1

※津波による廃棄物の体積分は含まない

出典：岡山県地震・津波被害想定調査報告書（平成25年7月）岡山県危機管理課

(2) 断層を震源とする地震

① 地震等の被害想定調査について（平成7年度・13年度・14年度）

震災対策の大綱である地域防災計画を構成している予防対策，応急対策，復旧対策の個別の計画の内容は，地震の想定，被害の想定の如何により大きく左右されることから，科学的かつ合理的な実証が必要である。

そのためには，町域における地盤条件の把握のためのボーリング調査や地質学的な綿密な調査を実施し，地震動の想定をするとともに，構造物の被害を想定するために各地盤上の建築物や構造物の把握が必要であるばかりでなく，長期間の調査を必要とする。

そこで，当面の矢掛町地域防災計画（震災対策編）の策定にあたっては，平成25年度に岡山県が実施した断層型地震被害想定概要調査に基づく被害想定を準用することとし，矢掛町に最も被害を及ぼす地震を中央構造線による地震若しくは南海トラフの地震と定め，震度6弱で被害想定する。

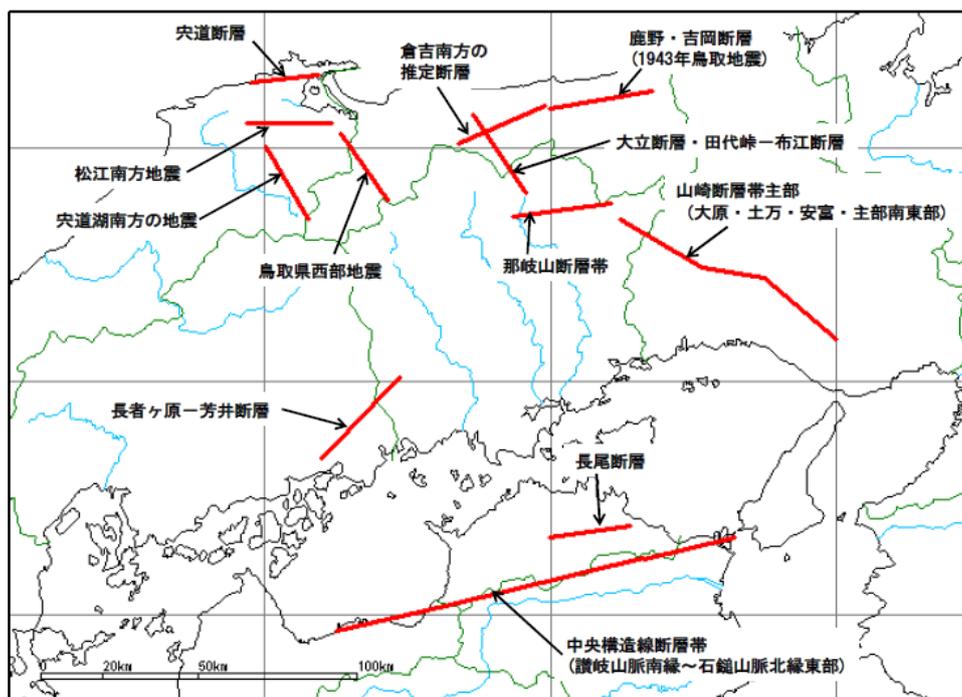
② 岡山県の地震等の被害想定調査について（平成26年度）

岡山県では国が定めている主要活断層の4地震に加え，近隣県が被害想定を行った地震のうち岡山県に被害の発生が懸念される8地震を対象とし，国や近隣県が推計した断層の長さや地震の規模を基に，南海トラフ巨大地震の被害想定を行う際に用いた地盤モデルを用いて，震度分布及び液状化危険度の解析を行った。

	断 層 名	規模 (M)	断層規模 (延長, 深度)	発生確率	震度6弱以上の市町村
ア	山崎断層帯	8.0	L=80km W=18km	ほぼ0～1	津山 美作 鏡野 勝央 奈義 西栗倉
イ	那岐山断層帯	7.6	L=32km W=26km	0.06～0.1	津山 真庭 美作 鏡野 勝央 奈義 美咲
ウ	中央構造線断層帯	8.0	L=132km W=24km	ほぼ0～0.3	岡山 倉敷 笠岡

	断層名	規模 (M)	断層規模 (延長, 深度)	発生確率	震度6弱以上の市町村
エ	長者ヶ原－芳井断層	7.4	L=36km W=18km	0.09	岡山 倉敷 笠岡 井原 浅口 早島 里庄
オ	倉吉南方の推定断層	7.2	L=30km W=13km	推計して ない	真庭 鏡野
カ	大立断層・田代峠－布江断層	7.2	L=30km W=13km		津山 真庭 新庄 鏡野 奈義
キ	鳥取県西部地震	7.3	L=26km W=14km		新見 真庭 新庄
ク	鹿野・吉岡断層	7.2	L=33km W=13km		県内最大深度 から、それほ ど大きな被害 は見込まれな いことから、 被害想定は行 っていない。
ケ	長尾断層	7.1	L=26km W=18km	ほぼ0	
コ	宍道湖南方の地震	7.3	L=27km W=14km	推計して ない	
サ	松江南方の地震	7.3	L=27km W=14km		
シ	宍道断層	7.4	L=22km W=13km	0.1	

※地震の規模欄のMはマグニチュード



想定地震 12 地震の断層面

岡山県ホームページ 断層型地震の被害想定について (平成 26 年 5 月発表) より抜粋
<http://www.pref.okayama.jp/page/386396.html>

③ 想定条件

岡山県は、解析の結果、県内で震度 6 弱以上の強い揺れが発生し、大きな被害が生じるおそれのある次の 7 つの地震について被害想定を行った。

ア	山崎断層帯の地震
イ	那岐山断層帯の地震
ウ	中央構造線断層帯の地震
エ	長者ヶ原一芳井断層の地震
オ	倉吉南方の推定断層の地震
カ	大立断層・田代峠一布江断層の地震
キ	鳥取県西部地震

④ 前提条件

ケース区分	季節	時間帯
ケース A	冬	深夜
ケース B	夏	12時
ケース C	冬	18時

⑤ 震度分布及び液状化の概況

7つの活断層別の被害想定のうち、県南部で被害が最大となるのは、「長者ヶ原－芳井断層の地震」であり、倉敷市、笠岡市を中心に建物全壊が約850棟、死者数40人という甚大な被害が想定される（県全体としては南海トラフの巨大地震の被害想定を上回るものではない）。

また、県北部では「山崎断層帯の地震」が最大で、建物全壊が約600棟となるなど、甚大な被害が想定される。

各断層別の被害想定の特徴と主な被害想定結果は、次のとおり。

ア 山崎断層帯の地震

美作市、奈義町で最大震度6強の強い揺れに見舞われ、美作市では約半分の区域で、奈義町ではほぼ全域で、震度6強以上の揺れに見舞われる。その他の市町村では、震度4から震度5強の揺れに見舞われることが予想される。また、揺れが強い美作市・勝央町・奈義町・津山市を中心に、川沿いで液状化の危険性が高まる。

避難者数は1週間後に美作市で約3,500人、全県で約5,700人と想定される。集落が散在する山間部が強い揺れに見舞われるため、孤立集落が発生する可能性がある。

イ 那岐山断層帯の地震

津山市、鏡野町、奈義町で震度6強の揺れに見舞われ、特に鏡野町で大きな被害が想定される。その他の市町村では、震度4から震度5強の揺れに見舞われることが予想される。また、津山市、鏡野町、真庭市を中心に川沿いで液状化の危険性が高まる。

避難者数は1週間後に鏡野町で約1,200人、全県で約2,100人と想定される。小集落が散在する山間部が強い揺れに見舞われるため、孤立集落が発生する可能性がある。

ウ 中央構造線断層帯の地震

倉敷市、岡山市、笠岡市で震度6弱の揺れに見舞われるが、南海トラフ巨大地震を上回るものではない。その他の市町村では、震度3以下から震度4の揺れに見舞われることが予想される。

また、中央構造線断層帯の地震では、倉敷市を中心に低地部で液状化が生じるため、約3,000棟が大規模半壊以上となるなど液状化による被害が揺れによる被害を大きく上回ると想定される。

通勤時間帯に発生すると野外で建物倒壊や屋外落下物などにより死者が出る可能性があるため、死者数は冬18時が最大となる。避難者数は、1週間後に倉敷で約8,700人、全県で約11,000人と想定される。山陽本線等の被害により、岡山市、倉敷市等で最大約125,000人の帰宅困難者が発生する可能性がある。

エ 長者ヶ原－芳井断層の地震

笠岡市で震度6強の強い揺れに見舞われ、津波被害を除くと、この地域の被害としては南海トラフ巨大地震を上回る。その他の市町村では、震度4から震度6弱の揺れが予想され、矢掛町で震度5強以上の揺れに見舞われる。また、倉敷市・笠岡市を中心に、低地部で液状化が生じる可能性が高く、全県で800棟を超える建物が揺れや液状化等により全壊となり、甚大な人的被害が想定される。

避難者数は1週間後に倉敷市で約17,000人、全県で22,000人と想定される。山陽本線等の被害により、岡山市、倉敷市等で最大約67,000人の帰宅困難者が発生する可能性がある。

オ 倉吉南方の推定断層の地震

真庭市で震度 6 強の揺れに見舞われる。岡山県北部以外の市町村では、震度 3 以下から震度 4 の揺れに見舞われることが予想される。被害は真庭市北部に限定されるが、100 棟以上の建物が揺れにより全壊となり、人的被害も発生し、避難者数は 1 週間後に約 1,400 人と想定される。小集落が散在する山間部が強い揺れに見舞われるため、孤立集落が発生する可能性がある。

カ 大立断層・田代峠－布江断層の地震

真庭市、鏡野町で震度 6 強の大きな揺れに見舞われ、特に真庭市北部で甚大な建物、人的被害が想定される。岡山県北部以外の市町村では、震度 4 から震度 5 強の揺れに見舞われることが予想される。また、揺れが強い真庭市・鏡野町を中心に川沿いで液状化の危険性が高まる。

小集落が散在する山間部が強い揺れに見舞われるため、孤立集落が発生する可能性がある。

キ 鳥取県西部地震

新見市の北部で震度 6 強の大きな揺れに見舞われるが、被害は新見市・真庭市の北部で限定的である。それ以外の市町村では、震度 3 以下から震度 4 程度の揺れに見舞われることが予想される。

小集落が散在する山間部が強い揺れに見舞われるため、孤立集落が発生する可能性がある。

(3) 古い町並みの災害における脆弱性

矢掛町の矢掛地区には、伝統的な旧矢掛本陣・脇本陣等の重要文化財や古民家等が宿場町としての町並みを形成し、これらの町並みは、矢掛町の産業・景観・観光等の貴重な地域資源となっている。

一方、伝統的な町並みをはじめ、矢掛町には、昭和 56 年以前の耐震基準で建設された住宅が密集した地域が見られ、地震による揺れや火災等のリスクに脆弱な町並みを有しており、その対策が求められている。



矢掛町の伝統的な町並み

(4) 風水害に対する懸念

近年、時間雨量 50mm を超える短時間強雨や総雨量が数百 mm から千 mm を超えるような大雨により、全国各地で災害が発生している。このような背景から、平成 27 年に水防法の一部が改正され、新たに想定最大規模の降雨を対象とした洪水浸水想定区域の指定等が義務付けられ、小田川における洪水浸水想定区域が公表されている。

また、矢掛町には、小田川をはじめ中小河川の氾濫、土砂災害警戒区域等の危険箇所が存在し、潜在的に災害リスクを有しており、その対策が求められている。

3. 対象とする災害

矢掛町に大きな被害をもたらす自然災害を、地域特性や過去の災害発生、予見の状況や県地域計画の設定も踏まえ以下のとおり設定した。

災害の種類	想定する規模等	矢掛町の災害特性
南海トラフ地震	今後30年間の間に70～80% ^{※1} の確率で発生するとされている南海トラフを震源とするマグニチュード8～9クラスの地震により、県南を中心に人身や建物、社会インフラに甚大な被害が及ぶ。(平成25年7月被害想定公表) ^{※2}	県の被害想定によると、町内で最大震度6弱が想定されている。また、一部地域では液状化危険度が極めて高くなっていることから、人身、建物に被害が生じる。
断層型地震	山崎断層帯や那岐山断層帯、長者ヶ原－芳井断層の地震等、県内及び県周辺の活断層を震源とするマグニチュード7～8クラスの地震により、県北を含む一部地域で大きな人身・建物被害が生じる。(平成26年5月被害想定公表)	長者ヶ原－芳井断層の地震では、矢掛町で震度5強以上の揺れに見舞われることにより、揺れや液状化による家屋等の建物の倒壊や一部損壊、人的被害が生じる。
土砂災害	特別警報の指標相当の大雨等により、大規模な土石流・地すべり・崖崩れ及び同時多発的な土砂災害が広範囲で発生し、人身や建物に大きな被害が及び、物流・生活道路の寸断等が生じる。	町域では、土砂災害警戒区域が237箇所、特別警戒区域が62箇所指定されており、道路の寸断や集落の孤立が生じる。
洪水	過去の事例も考慮した最大規模の降雨などにより、河川の氾濫、広範囲にわたる長時間の浸水、人身や建物被害、物流・生活道路の寸断等が生じる。	小田川等の氾濫による家屋浸水、人身被害等が生じる。
内水氾濫	過去の事例も考慮した最大規模の降雨などによる大量の雨水の地表滞留、排水路等の氾濫等により、都市部の広範囲が浸水し、人身、建物、地下街等に大きな被害が及ぶ。	豪雨や台風の襲来により、小田川等の河川が増水し、町内の雨水等排水が困難になり、市街地が浸水し、建物等の浸水被害が拡大する。
複合災害・二次災害	南海トラフ地震の発生前後での自然災害の発生や、相次ぐ大型台風の襲来により、被害がさらに拡大する。 新型コロナウイルス感染症等の流行下における自然災害の発生により、被害がさらに拡大する。	・大規模地震発生前後に、豪雨や台風等による洪水や土砂災害が発生し、被害が拡大する。 ・感染症等の流行時に大規模自然災害が発生し、避難先の避難所等で感染症等がクラスター発生する。

※1 文部科学省地震調査研究推進本部 活断層及び海溝型地震の長期評価結果一覧

※2 岡山県危機管理課ホームページ 地震の被害想定について（発生確率を除く）

※3 岡山県防災砂防課ホームページ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定箇所一覧表

第4章 脆弱性の評価及び施策の推進方針

1. リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）の設定

想定される災害リスクを踏まえ、当該災害に起因して発生することが懸念される、基本目標を達成する上で何としても回避すべき事態として、国の基本計画において設定されている事態から、矢掛町の地域特性を踏まえ、37のリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を設定した。

事前に備えるべき目標		リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3	河川洪水や内水はん濫等の突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-4	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
2	救助・救急，医療活動が迅速に行われるとともに，被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等，生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-3	自衛隊，警察，消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	想定を超える大量の帰宅困難者の発生，混乱
		2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災，支援ルートの途絶，エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-6	感染症等の大規模発生による多数の感染者の発生及び医療崩壊
		2-7	劣悪な避難生活環境，不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化，社会の混乱
		3-2	町職員の被災や施設の損壊等による行政機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
		4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し，情報の収集・伝達ができず，避難行動や救助・支援が遅れる事態

事前に備えるべき目標		リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
		5-2	エネルギー供給の停止による社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
		5-3	重要な産業施設の損壊，火災，爆発等
		5-4	陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
		5-5	金融サービス・郵便等の機能停止による町民生活等への甚大な影響
		5-6	食料等の安定供給の停滞
		5-7	農業用水の供給途絶に伴う生産活動への甚大な影響
6	ライフライン，燃料供給関連施設，交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに，早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク（発電所，送配電設備）や石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	交通インフラの長期間にわたる機能停止
		6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		7-2	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞による交通麻痺
		7-3	ため池，防災インフラ，ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生
		7-4	有害物質の大規模拡散・流出
		7-5	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
8	社会・経済が迅速にかつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		8-2	復興を支える人材等（専門家，コーディネーター，労働者，地域に精通した技術者等）の不足，より良い復興に向けたビジョン等の欠如等により復興できなくなる事態
		8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失，地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		8-4	事業用地の確保，仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

2. 施策分野の設定

リスクシナリオを回避するために必要な施策分野として、以下を設定した。

個別施策分野	①行政機能／消防等／防災教育等／情報通信 ②住宅・都市／交通・物流 ④産業 ⑥国土保全／土地利用	③保健医療・福祉 ⑤農林 ⑦環境
横断的分野	A リスクコミュニケーション C 官民連携	B 人材育成 D 老朽化対策

3. 脆弱性の評価結果

脆弱性の評価は、設定した「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」の回避（リスクの一部低減も含む）に寄与する矢掛町の個別事業計画等について、その進捗状況等を可能な限り定量的に分析することで、以下の観点も踏まえて実施した。

- ・ 既往の矢掛町振興計画や推進中あるいは計画中の事業，その他関連計画に基づいた施策の洗い出しと，それら整合性の確保
- ・ 人口減少や高齢化等の矢掛町の実情や，大規模自然災害による被害状況や災害特性を踏まえた重点的な取組の反映
- ・ 他の主体（国，岡山県，民間事業者等）との連携や他の主体の取組に関する課題の考慮

また，評価においては，施策の分野について，基本計画，県地域計画及びガイドラインを参考に行い，リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を回避するために追加すべき施策分野の施策はないかという観点を含めた検討を行った。

4. リスクシナリオごとの推進方針

脆弱性の評価結果に基づき，基本目標の達成に向けて，ハード・ソフト両面から町域の強靱化を図るために必要となる施策について，以下の観点も踏まえ，リスクシナリオ別の推進方針を定めた。

- ① 脆弱性評価結果の改善策として，矢掛町振興計画や推進中又は計画中の事業，その他関連計画を踏まえ，整合性に配慮
- ② 基本計画における「国土強靱化を推進する上での基本的な方針」及び県地域計画を参考とした施策の具体化

なお，個別の施策・事業及び指標は，別冊の矢掛町国土強靱化地域計画 アクションプランに定めた。

目標
1

直接死を最大限防ぐ

※【 】内は、施策分野及び主な関係課

1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	
脆弱性の評価	推進方針
①住宅・建築物の耐震化促進	
○矢掛町耐震改修促進計画（R1.11改定）に基づき、住宅・建築物の耐震化を促進しており、支援制度の拡充を図ること等により一定の進捗がみられるが、引き続き、補助制度の拡充等、耐震化促進策を検討する必要がある。	○住宅や多数の者が利用する建築物の耐震化目標達成に向け、普及啓発活動や人材育成に努めるとともに、耐震化支援の充実を図る。 ○不特定多数者が集まる施設の倒壊や火災による被害を回避するため、耐震診断の義務付け対象建築物や防災拠点となる公共施設等の耐震化を推進する。【建設課】 施策分野：②住宅・都市／交通・物流
②町管理施設の計画的な耐震対策の推進	
○公共施設総合管理計画は策定済であるが、個別施設計画はほとんどの施設で未策定であり、計画的に策定する必要がある。	○耐震化未実施施設のうち、施設の利用、効用等の高い施設については重点的に対応し耐震化率向上を目指す。また、施設利用者の安全性の確保及び災害時の利用を想定した個別施設計画の策定を進め、計画的かつ重点的な耐震化を進める。【企画財政課】 施策分野：D 老朽化対策
③町立学校施設の耐震化促進	
○町内7小学校、1中学校は、耐震化完了済であるものの、ほとんどの学校施設が指定避難所に指定されていることを踏まえ、引き続き、吊り天井等の非構造部材を含めた耐震対策を進める必要がある。	○学校施設は、児童生徒が1日の大半を過ごす場であるとともに、非常災害時には地域住民の避難場所・避難所としての役割を担っているため、安全に配慮した適切な施設管理を実施する。【教育課】 施策分野：②住宅・都市／交通・物流

脆弱性の評価	推進方針
④町営住宅の計画的な老朽化対策	
<p>○町営住宅は、建設後 30 年の耐用年数を 80% が経過し、老朽化が進んでいく中で、町営住宅の建設を計画的に実施する。</p> <p>○特定公共賃貸住宅や定住促進住宅についても、建設から 20 年以上が経過していることから、計画的に改修工事を実施する必要がある。</p>	<p>○町営住宅は、計画的に建替えを行っており、耐用年数が過ぎた町営住宅等については、建替又は個別改善の事業計画の立案に努め、老朽化した町営住宅等の整理を実施する。</p> <p>【建設課】 施策分野：D 老朽化対策</p>
⑤社会福祉施設等の耐震化促進	
<p>○利用者等の安全・安心を確保するため、耐震改修、施設の老朽化に伴う大規模修繕、安全な場所への移転、廃止、統合を含めた対策を促進する必要がある。</p> <p>○火災発生時に自力で避難することが困難な方が多く入所しているため、消防法の改正に伴い、新たにスプリンクラーの設置が必要となる施設に対して、その設置を促進する必要がある。</p>	<p>○耐震化されていない社会福祉施設等について、老朽化に伴う大規模修繕、安全な場所への移転、廃止、統合を含めた整備を促進する。</p> <p>○消防法の改正に伴い、新たにスプリンクラーの設置が必要となる社会福祉施設等に対しては、その設置を促進する。</p> <p>【保健福祉課】 施策分野：③保健医療・福祉</p>
⑥橋梁の耐震化・長寿命化，無電柱化及び生活道路整備の推進	
<p>○地震による落橋や電柱倒壊によって不特定多数の通行人に犠牲が出るおそれがある。また、緊急時の輸送道路や避難路としての必要性を考慮し、橋梁の耐震化や電線共同溝整備をはじめとする無電柱化に向けた取組を進める必要がある。</p> <p>○景観や町並みに配慮した道づくりや道路の美化対策をより一層推進するため、電線共同溝の整備を進める必要がある。</p> <p>○生活道路について、災害時の避難路としての利用や平時における利便性向上のため、新設・改良及び道路の舗装補修等の維持管理を推進する必要がある。</p>	<p>○橋梁点検計画に基づき、近接目視による橋梁点検を行い、効率的な補修・補強工事を計画的に実施し、橋梁の耐震化や長寿命化及びライフサイクルコストの低減を図る。</p> <p>○電線共同溝をはじめとする無電柱化に向けた取組を推進する。</p> <p>○生活道路を整備し、居住環境の向上、緊急車両及び災害活動の迅速性の確保、日常生活における利便性向上と安全確保を図るとともに、災害時のアクセス道路の確保に努める。</p> <p>【建設課】 施策分野：②住宅・都市／交通・物流</p>

脆弱性の評価	推進方針
⑦不特定多数が集まる公園施設の耐震化，老朽化対策の推進	
<p>○不特定多数が集まる施設であり，災害発生時には避難場所，災害復旧の拠点となる町有公園施設は，耐震化及び機能の強化を進める。また，今後老朽化する施設が急増するため，災害発生時に安全な使用に支障が生じ，必要な施設の機能を発揮できないおそれがあることから，計画的な老朽化対策を実施する必要がある。</p>	<p>○矢掛町総合運動公園は，矢掛町地域防災計画においては避難地及び広域避難所に指定されており，災害時の防災拠点としての役割も担っていることから，公園施設長寿命化計画等に基づき，定期的な維持管理を行うとともに，災害発生時に有効な機能が発揮できるよう，その機能確保を促進する。</p> <p>【建設課，教育課】 施策分野：②住宅・都市／交通・物流</p>
⑧災害用装備・消防資機材等の整備	
<p>○災害時に現場で活動する消防団に対し，災害時の人命救助に必要な装備・資機材の整備が必要である。</p>	<p>○災害時における消防団の役割を整理し，必要な装備・資機材があれば消防組合と意思疎通を図り随時購入し，また計画的に消防車両や可搬ポンプを更新する。</p> <p>○消火訓練や水防訓練を行うことで，災害時に装備・資機材を効果的・効率的に使用する技術を向上させる。</p> <p>○消防団員の感染症対策に必要な資器材等（マスク，消毒液等）の整備に対して補助する。</p> <p>【総務防災課】 施策分野：①行政機能／消防等／防災教育等／情報通信</p>
⑨文化財の防災対策の推進	
<p>○町民共有の財産である文化財の中でも，日常生活を送っている構造物，また，一般公開をしている構造物においては，火災や地震時の倒壊における人的被害が想定される。</p> <p>○特に文化財建造物は，その性質上，防火や耐震性に課題があることから，文化財的調査等により状況を把握したうえで，文化庁や岡山県等の関係機関や専門家の助言を受けながら，必要な防火設備や耐震対策の強化を図っていく必要がある。</p>	<p>○町内文化財の防火・防災対策の実態調査を行うとともに，防火・防災対策計画書の作成に取り組む。</p> <p>【教育課】 施策分野：D 老朽化対策</p>

脆弱性の評価	推進方針
⑩空家等対策の推進	
<p>○人口減少、過疎化や高齢化などの社会情勢の変化に伴い、空家等が増加することが予想されるため、移住・定住対策などへの利活用を推進するとともに、倒壊のおそれのある特定空家等については、除去を含めた対策を推進することが必要である。</p>	<p>○「矢掛町空き家情報登録制度」を設けるなど、空家等の利活用を推進するとともに、「矢掛町空家等対策計画」に基づき、特定空家等については、危険な状態を回避するための必要な措置を講ずる等適切な管理を実施する。</p> <p>【建設課，産業観光課】</p> <p>施策分野：②住宅・都市／交通・物流</p>

1-2 不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生	
脆弱性の評価	推進方針
①大規模商業施設等の防火対策の促進	
<p>○火災による甚大な被害のおそれがある大規模商業施設、旅館、病院等への消防用設備等の適正な設置・維持管理の徹底を図るとともに、消火栓等の耐震性の確認や防火水槽の増設等、消防水利を確保する必要がある。</p>	<p>○火災が発生すると甚大な被害が発生する不特定多数が利用する大規模商業施設、旅館、病院等の管理者に対し、矢掛町において消防用設備等の適正な設置、維持管理、防火管理体制の強化・指導を促進する。</p> <p>○消火栓等の耐震性強化や防火水槽の増設等、消防水利状況の改善等の働きかけを岡山県と連携し実施する。</p> <p>【総務防災課】</p> <p>施策分野：②住宅・都市／交通・物流</p>
②災害用装備・消防資機材等の整備（再掲）1-1⑧ P31	
③消防団（水防団）の充実強化	
<p>○団員数 503 人（令和 3 年 1 月 1 日時点、条例定数 540 人）により防災・防火・消防・水防活動を実施している。消防団員の高齢化が進む一方で、若手の入団数が伸び悩み、団員数は減少傾向にあるため、女性・若手消防団員の確保に努める必要がある。</p>	<p>○事業所の従業員や女性・若者等の消防団への加入を促進するため、地域の企業や大学等と連携して行う取組を支援する。また、積極的な広報を行い、消防団の加入促進を図る。</p> <p>○普通免許のみ保有の消防団員が増加し、将来的に支障が生じる事態に備え、地域の実情に応じた準中型免許取得のモデル事業を実施する。</p> <p>【総務防災課，（消防団）】</p> <p>施策分野：①行政機能／消防等／防災教育等／情報通信</p>

脆弱性の評価	推進方針
④初期消火体制の充実	
<p>○消防署と消防団及び自主防災組織との連携訓練を実施している。今後は、消防署や消防団のみならず自主防災組織等との連携をより一層強化し、初期消火体制の充実を図る必要がある。</p>	<p>○消防署と消防団の連携訓練を継続して実施するが、自主防災組織との連携訓練を新たに実施すべく検討を行う。</p> <p>○町民に自助、共助の意識を啓発し、多数の死傷者の発生を少しでも防ぐため、消防団又は自主防災組織という地域の防災組織と連携して行う事業を支援する。また、自主防災組織等のリーダーを育成するための研修会を実施する。【総務防災課、(消防組合、消防団)】</p> <p>施策分野：①行政機能/消防等/防災教育等/情報通信</p>
⑤消防用設備等の適正な設置	
<p>○定期報告対象である特殊建築物に限らず、避難所等の防災上重要となる施設についても、適正な設置・維持管理が必要である。</p>	<p>○指定避難所等防災上重要となる施設における消防用設備等の現状を把握し、適切な管理に努める。さらに、消防組合と意思疎通を図りながら適正な設置・維持管理に努める。</p> <p>【消防組合、総務防災課、企画財政課】</p> <p>施策分野：①行政機能/消防等/防災教育等/情報通信</p>
⑥防火管理体制の強化	
<p>○消防組合と消防団との連携をより深め、有事の際に協働し速やかな事態解消を図る必要がある。</p>	<p>○消防組合と消防団に配備している防災行政無線を引き続き運用していくとともに、機器の更新について検討する。</p> <p>○消防組合と連携し、防火対象物の立入検査の実施、防火管理者が未選任の不特定多数が集まる施設に対しての防火管理者の選任・指導を促進する。【消防組合、総務防災課】</p> <p>施策分野：①行政機能/消防等/防災教育等/情報通信</p>
⑦消防水利状況の改善	
<p>○防火水槽の管理主体と協働し、現状把握及び適正な管理を実施する必要がある。</p>	<p>○消防団と協働して消防水利の現状を把握する。また、自主防災組織、地域住民等と協働し、防火水槽の現状把握及び適正な管理を行う。</p> <p>○防火水槽（耐震性貯水槽）等の消防防災施設の整備を促進する。</p> <p>【消防組合、総務防災課】</p> <p>施策分野：①行政機能/消防等/防災教育等/情報通信</p>

河川洪水や内水はん濫等の突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

脆弱性の評価	推進方針
①計画的な河川改修及び甚大な被害を受けた河川の集中的な治水対策の推進	
<p>○矢掛町の主要河川である小田川については、河川改修や河川内の雑木の除去、竹林の除根が計画的に行われているが、残る未整備区間の早急な改修が必要である。</p>	<p>○小田川について、河川巡視による目視点検を行い、損傷や異常を把握するとともに、定期的な施設の点検を継続的に行う。</p> <p>○洪水時には河川内に大量の流木等の障害物が漂着し、管理上支障をきたすため、河川内に繁茂した雑木の伐採を実施し、河道の適正な維持管理を目指す。さらに、緊急浚渫推進事業として、普通河川の浚渫を行う。</p> <p>【建設課，（岡山県）】 施策分野：⑥国土保全／土地利用</p>
②農業水利施設の排水機能の確保	
<p>○雨水を速やかに流下させ、大規模水害による被害を最小限にするため、排水機場の機能強化や維持補修等を計画的に実施するとともに、矢掛町が管理する水路の適切な維持管理を促進する必要がある。</p>	<p>○岡山県や矢掛町が整備した排水機場の老朽化による能力の低下や故障の発生防止に向け、計画的な予防保全対策を実施する。</p> <p>○矢掛町が管理する排水路の適切な維持管理の促進により、農業水利施設の排水機能を確保する。【建設課，（岡山県）】 施策分野：⑤農林</p>
③下水道施設の整備・維持管理	
<p>○下水処理場や中継ポンプ場、マンホールポンプ場の浸水により処理機能が停止すれば災害時の町民生活に支障をきたす恐れがあるため、これらを防止する対策を講ずる必要がある。</p>	<p>○汚水移送の基幹施設となる中継ポンプ場の耐水化に取り組む。【上下水道課】 施策分野：②住宅・都市／交通・物流</p>
④消防団（水防団）の充実強化（再掲）1-2③ P32	

脆弱性の評価	推進方針
⑤災害に配慮した適切な土地利用の促進	
<p>○矢掛町の発展を持続可能なものにしていくため、福祉や交通等を含め、町全体の構造を見直す必要がある。</p> <p>○農用地の長期的な保全，自然環境・景観・森林資源の保全，災害リスクを考慮した宅地や商工業・観光の活動基盤整備のため，適正な開発の誘導等を行う必要がある。</p>	<p>○人口減少スピードの低減や町内で分散する各種機能を集約するため，災害ハザードエリアを含む土地利用が行えるよう，防災指針を定めた立地適正化計画の策定に努める。</p> <p>【建設課】 施策分野：②住宅・都市／交通・物流</p>

1-4 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生	
脆弱性の評価	推進方針
①総合的な土砂災害防止対策の推進	
<p>○既存のハザードマップの作成年次が平成 25 年度であり，最新の浸水想定区域や土砂災害警戒区域が掲載されたハザードマップの作成が必要である。</p>	<p>○河川浸水想定区域や土砂災害（特別）警戒区域等に変更があった際には，遅滞なくハザードマップの更新を行い，町民へ周知する等，土砂災害防災対策を推進する。</p> <p>【総務防災課，（岡山県）】 施策分野：⑥国土保全／土地利用</p>
②砂防関係施設の長寿命化の推進	
<p>○砂防関係施設について，施設機能の信頼性確保や，長期的な管理経費の縮減・平準化のため，長寿命計画に基づく施設の点検・補修や維持管理を行う必要がある。</p>	<p>○砂防関係施設に対し，長寿命化計画に基づく計画的かつ効率的な点検を実施し，機能及び性能の劣化状況を的確に把握した上で，維持，修繕，改築，更新等の対策を着実に実施する。【建設課，（岡山県）】</p> <p>施策分野：D 老朽化対策</p>
③要配慮者利用施設の避難確保計画作成等の促進	
<p>○平成 29 年の水防法及び土砂災害防止法の改正により，浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の学校，医療，福祉施設等の要配慮者利用施設に義務付けられた避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を促進する必要がある。</p>	<p>○浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の学校，医療福祉施設等の要配慮者利用施設に義務付けられた避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を促進する。</p> <p>【総務防災課，（要配慮者利用施設管理者）】 施策分野：A リスクコミュニケーション</p>

脆弱性の評価	推進方針
④防災意識の普及啓発	
<p>○平成 30 年 7 月豪雨以降，出前講座等，町民との交流なかで防災意識の高まりを感じるが，自主防災組織率は依然として低く，引き続き，防災意識高揚のための対策を講ずる必要がある。</p>	<p>○出前講座，防災訓練を実施し，町民に対し過去の災害実績や情報入手手段を紹介するほか，「自助・共助・公助」の考え方等を啓発し，町民の防災意識の向上を図る。【総務防災課】 施策分野：①行政機能／消防等／防災教育等／情報通信</p>
⑤自主防災組織の組織化と活動活性化の促進	
<p>○災害時，自主防災組織を核とする地域での自発的な共助の取組が進むよう，自主防災組織の組織化，及び自主防災組織が自主的に行う訓練等について支援を行う等，平時からの活動活性化を図る必要がある。</p>	<p>○災害時，自主防災組織を核とする地域での自発的な共助の取組が進むよう，女性，高齢者，子ども，障がい者，外国人等への配慮を含めた住民同士の顔の見える関係づくり，矢掛町自主防災組織活動支援事業補助金の周知，自主防災組織の組織化，住民主体の避難訓練，避難所運営計画の策定，危険箇所の点検等，平時から活動の活性化を促進する。</p> <p>○補助金の活用団体を増やすとともに，防災資機材補助以外の支援メニューの活用団体が増えるよう，広報紙や HP 等を通じて周知に努める。</p> <p>【総務防災課】 施策分野：A リスクコミュニケーション</p>
⑥タイムラインの考え方を取り入れた防災業務の推進	
<p>○流域市町及び関係機関が参画し作成した「高梁川水害タイムライン」を活用し，関係機関との情報共有を図る必要がある。</p> <p>○岡山県総合防災情報システムを活用して被害報告を行っているが，引き続きタイムライン（防災行動計画）の考え方を取り入れた防災業務を推進する必要がある。</p>	<p>○高梁川水害タイムライン防災行動共有システムを用いて，タイムラインの適正な運用に努める。</p> <p>○岡山県総合防災情報システムの操作習熟や動作確認のため，岡山県主催の入力訓練に積極的に参加する。</p> <p>【総務防災課】 施策分野：①行政機能／消防等／防災教育等／情報通信</p>
⑦災害用装備・消防資機材等の整備（再掲） 1-1⑧ P31	
⑧災害に配慮した適切な土地利用の促進（再掲） 1-3⑤ P35	

目標
2

救助・救急，医療活動が迅速に行われるとともに，被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

※【 】内は，施策分野及び主な関係課

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等，生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	
脆弱性の評価	推進方針
①物資備蓄の推進	
<p>○岡山県災害時相互応援連絡協議会「避難物資等の備蓄・調達（南海トラフ地震想定）について」における市町村目標値を達成すべく，計画的に備蓄品の購入を行う必要がある。</p>	<p>○備蓄状況を正確に把握し，賞味期限が迫った物資の処分を行いながら，備蓄物資の保有量を計画的に増やし，市町村目標値の達成を目指す。感染症対策により必要となる物資についても備蓄を考慮する。また，備蓄倉庫の適切な設置をする。</p> <p>○岡山県災害時相互応援連絡協議会等の近隣市町村との連携，相互応援体制の強化を図る。</p> <p>【総務防災課】 施策分野：①行政機能／消防等／防災教育等／情報通信</p>
②生活必需品の個人備蓄等の促進	
<p>○出前講座等で積極的に個人備蓄を呼び掛けているほか，自治会や町内会が開設する一時避難所には，一定量の備蓄品の配備や計画的な更新を行っているが，さらなる普及啓発を図る必要がある。</p>	<p>○町民に個人備蓄の促進を周知徹底し，飲料水3日分（1人1日3リットル），非常食3日分の備蓄の促進を図る。</p> <p>【総務防災課】 施策分野：①行政機能／消防等／防災教育等／情報通信</p>
③支援物資物流体制の推進	
<p>○物資調達・輸送調整等支援システムを適正に活用するとともに，運搬車両の進入等がスムーズにできる物資拠点を設定する必要がある。</p>	<p>○物資調達・輸送調整等支援システムの操作習熟や動作確認のため，県主催の訓練に積極的に参加する。</p> <p>○物資拠点については，運搬車両のほかパレットで送られてくる支援物資の積み下ろしに必要なフォークリフトの稼働を考慮し，適正な設定に努める。</p> <p>○事業者との災害時支援協定の強化，拡充を図る。</p> <p>【総務防災課】 施策分野：C 官民連携</p>

脆弱性の評価	推進方針
④燃料（石油）供給体制の推進	
<p>○災害時の燃料（石油）供給は、医療施設の非常電源設備に限られており、それ以外の方策を講じることができていない。</p>	<p>○防災拠点等への燃料（石油）供給について、関係事業者と協定締結を拡充する。</p> <p>【総務防災課】 施策分野：C 官民連携</p>
⑤電源車派遣に関する事前協議	
<p>○災害時の電力供給は、医療施設の非常電源設備に限られており、それ以外の方策を講じることができていないため、岡山県や電力会社と連携し、電源派遣車の要請方法等を協議しておく必要がある。</p>	<p>○岡山県や電力供給事業者等の関係機関との連携を推進し、電源派遣車の派遣要請の事前協議等、電力確保対策を検討し、実施する。</p> <p>【総務防災課】 施策分野：②住宅・都市／交通・物流</p>
⑥緊急用 LP ガス調達に係る連携の強化	
<p>○災害時における LP ガス供給に関し、岡山県 LP ガス協会井原支部との協定を締結しているが、訓練等を通じ適切な対応や連携を図る必要がある。</p>	<p>○岡山県 LP ガス協会井原支部との訓練等を通じて、災害時における LP ガスの供給に関する体制強化を図る。</p> <p>【総務防災課】 施策分野：C 官民連携</p>
⑦道路啓開体制の確保	
<p>○電力供給施設が被災した場合における復旧作業車両の通行ルート確保等、早期復旧のためのライフライン事業者や道路管理者との連絡体制確保や情報共有方法等について、検討する必要がある。</p>	<p>○緊急輸送道路等の避難や救急活動、緊急支援物資の輸送、ライフラインの復旧等の確保に必要となる道路について、災害時における道路啓開のための体制を関係者と連携しながら確保する。【建設課】</p> <p>施策分野：②住宅・都市／交通・物流</p>
⑧緊急輸送道路や輸送・物流拠点へのアクセス道路の整備等、道路交通機能の強化	
<p>○被災による経済活動の停滞を防止するため、国道・県道における緊急輸送道路やその代替路、主要な幹線道路から輸送・物流拠点へのアクセス道路の新設・改良及び道路の舗装補修等の維持管理を推進し、道路交通機能の強化を図る必要がある。</p>	<p>○災害時に、基幹的陸上交通ネットワークが長期間にわたり機能を停止し、経済活動が停滞するのを防止するため、国道・県道及び町道における緊急輸送道路やその代替路、主要な幹線道路から輸送・物流拠点へのアクセス道路の整備を進め、道路交通機能の強化を図る。</p> <p>【建設課】 施策分野：②住宅・都市／交通・物流</p>

脆弱性の評価	推進方針
⑨農道整備及び農道橋等の保全対策の推進	
○災害時において、食料等を迅速かつ安全に流通させるため、迂回路としての機能を持つ農道の整備を引き続き推進するとともに、農道橋や農道トンネル等の点検・診断の結果、長寿命化等の対策が必要となった施設について、岡山県と連携し、保全対策工事を実施する必要がある。	○災害時において、食料等を迅速かつ安全に流通させるとともに、孤立集落の発生や交通インフラの機能停止を防止するため、農道の整備を引き続き推進するとともに、農道橋や農道トンネル等の保全対策を計画的に実施する。【建設課】 施策分野：⑤農林
⑩橋梁の耐震化・長寿命化，無電柱化及び生活道路整備の推進（再掲）1-1⑥ P30	
⑪水道施設の計画的耐震化の促進	
○災害時の断水等を防止するため、浄水場，管路，配水池等の基幹施設のうち、老朽化により耐震性能を満たしていない施設については、耐震化及び新設を進める必要がある。	○浄水場，配水池，管路等の基幹施設について、施設の重要度と経過年数等から優先順位を定め、老朽施設の更新と合わせて計画的に耐震化を推進する。【上下水道課】 施策分野：②住宅・都市／交通・物流

2-2

多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

脆弱性の評価	推進方針
①町道や農林道等の管理者と連携した交通難所の解消	
○中山間地域の交通難所について、解消箇所を選定し、効率的な整備に努めているが、未だ多くの交通難所があり、全ての解消には多大な費用と時間を要する。そのため、町道や農林道等の管理者が連携しながら、地域の実情を踏まえて緊急性の高い箇所から計画的に整備を進める必要がある。	○災害時，集落へ接続する生活道路が通行不能となった場合，長期にわたる孤立集落の発生が懸念されるため，町道や農林道等の管理者が連携し，緊急性の高い交通難所を優先して計画的な整備を進める。【建設課】 施策分野：②住宅・都市／交通・物流
②地域交通ネットワークを構成する道路管理者が連携した道路網の整備	
○災害時に地域交通ネットワークが分断され、防災拠点や物流拠点へのアクセスに支障が生じる事態を回避するため、地域交通ネットワークを構成する国道、県道、町道や農林道等の管理者が連携して、緊急輸送道路や代替路による道路網の整備を進める必要がある。	○地域交通ネットワークを構成する国道，県道，町道や農林道等の管理者が連携して，緊急輸送道路や代替路による道路網の整備を進める。【建設課】 施策分野：②住宅・都市／交通・物流
③砂防関係施設の長寿命化の推進（再掲）1-4② P35	

脆弱性の評価	推進方針
④治山施設の調査・点検，老朽化対策の推進	
○孤立集落発生防止の観点から，山地に起因する災害の未然防止を図るため，治山関係施設の点検・診断，老朽化対策を計画的に行う必要がある。	○治山施設の老朽化により生じる被害を未然に防止するため，原則，設置後 10 年以上経過した施設の調査・点検を実施し，対策が必要な施設については，緊急度等を考慮した上で計画的な整備を図る。 【建設課】 施策分野：⑤農林
⑤林道橋等の点検整備	
○林道橋等の再点検が未実施であり，国庫補助事業を活用して積極的に実施する必要がある。	○林道橋等の老朽化により生じる被害を未然に防止するため，インフラ長寿命化計画等に基づいた調査・点検を実施し，計画的な保全・整備を促進する。 【建設課】 施策分野：⑤農林
⑥道路啓開体制の確保（再掲）2-1⑦ P38	
⑦農道整備及び農道橋等の保全対策の推進（再掲）2-1⑨ P39	
⑧岡山県防災・岡山市消防ヘリコプターの活用	
○矢掛町災害対策本部等に寄せられた情報に対し，岡山県防災ヘリコプターや岡山市消防ヘリコプターの要請が必要であるかどうか適正に判断する必要がある。また，ヘリコプターを受け入れるためのヘリポートの増設が必要である。	○岡山県消防防災ヘリコプター運航連絡協議会等で最新の運営状況について理解を深める等，要請判断の基準を明確にするよう努める。 ○ヘリポートの増加を図り，ヘリコプターが活用できる環境を促進する。 【総務防災課】 施策分野：①行政機能／消防等／防災教育等／情報通信
⑨孤立可能性のある集落等での通信確保	
○行政情報配信メール・戸別受信機・有線放送・矢掛放送文字テロップ等の情報伝達手段を整備し，多様化を図っているが，災害時に確実に通信が確保できるよう，引き続き対策を講ずる必要がある。	○整備している情報伝達手段の発信に係る操作習熟に努めるとともに，災害情報がより確実に町民に伝わるよう，情報伝達技術の発展に伴う新たな伝達手段について研究を行う。 【総務防災課】 施策分野：①行政機能／消防等／防災教育等／情報通信

脆弱性の評価	推進方針
⑩避難所の通信環境の整備	
<p>○主に避難所となる施設に、テレビ視聴が可能となるよう設備改修を行ったが、Wi-Fi環境はなく、避難者がインターネット回線を利用して災害情報を収集することはできないため、通信環境の整備を図る必要がある。</p>	<p>○学校の体育館及びグラウンド等の避難所・避難場所等の防災拠点において、Wi-Fi環境の整備を促進する。</p> <p>○その他の避難所となる施設に対しても、Wi-Fi環境の整備を行う。【総務防災課】</p> <p>施策分野：①行政機能／消防等／防災教育等／情報通信</p>

2-3 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	
脆弱性の評価	推進方針
①消防関係庁舎の耐震化促進	
<p>○消防器庫の計画的な改修がされておらず、耐震基準を満たさない器庫があるため、耐震化を促進する必要がある。</p>	<p>○耐震基準を満たさない消防器庫の耐震化を促進し、消防器庫の計画的な建替、改修を図る。【総務防災課、(消防組合、消防団)】</p> <p>施策分野：①行政機能／消防等／防災教育等／情報通信</p>
②消防関係庁舎の非常用電源の確保	
<p>○停電が長期化した場合、消防団活動に対する電力供給不足が懸念されるため、非常用電源を確保する必要がある。</p>	<p>○非常用電源支援の災害時協力協定等を通じて、電力確保対策を検討、実施する。また、燃料の確保について関係事業者と協定締結を拡充する。</p> <p>【消防組合、総務防災課】</p> <p>施策分野：①行政機能／消防等／防災教育等／情報通信</p>
③災害用装備・消防資機材等の整備（再掲）1-1⑧ P31	
④円滑な受援体制の構築	
<p>○各種応援協定やプッシュ型の応援職員による受援業務の円滑な遂行のため、事前に矢掛町受援計画の策定及び訓練等の実施により、受援体制を構築しておく必要がある。</p>	<p>○被災時の受援業務の円滑な遂行のため、矢掛町受援計画を策定し、訓練等の実施により、受援体制の構築を図る。【総務防災課】</p> <p>施策分野：①行政機能／消防等／防災教育等／情報通信</p>
⑤消防職員等に対する教育環境の整備	
<p>○消防団員に対して、消火活動に関する訓練を実施しているが、大規模災害時の被害想定を踏まえ、消防団員に対し、災害対応能力向上のため、救助・救急活動に関する訓練を実施する必要がある。</p>	<p>○消防団の訓練の中で学ぶ機会を設ける等、複雑・多様化する災害への対応能力を高めるための教育環境の整備に取り組む。</p> <p>【総務防災課、(消防組合、消防団)】</p> <p>施策分野：B 人材育成</p>
⑥消防団（水防団）の充実強化（再掲）1-2③ P32	

脆弱性の評価	推進方針
⑦自主防災組織の組織化と活動活性化の促進（再掲）1-4⑤ P36	
⑧地区防災計画の作成促進	
○大規模災害時には公助の手が回らないことも想定し、住民や地域の自発的な防災活動が活性化するように、地区防災計画の作成を促進する必要がある。	○地区防災計画の必要性について周知を図るとともに、計画作成に意欲を持つ地区を対象に、作成に向けたモデル事業を推進する。また、モデル事業で培ったノウハウ等を共有することにより、計画作成の全町展開を図る。 【総務防災課】 施策分野：A リスクコミュニケーション

2-4 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱	
脆弱性の評価	推進方針
①帰宅困難対策の推進	
○帰宅困難者に特化した拠点は無いが、必要に応じて避難所等を開設することが考えられることから、岡山県と連携し、支援拠点の拡大を図る必要がある。	○災害時帰宅支援ステーション（水道水の提供、トイレの使用、道路情報の提供等）として協力してくれるコンビニエンスストア等と協定締結に努める。 【総務防災課】 施策分野：C 官民連携
②道の駅の防災機能、防災体制の強化	
○道の駅を被災者・帰宅困難者の一時避難場所や広域的な防災拠点として活用するため、非常用電源の確保、道路規制情報・被災情報の提供、救援物資の備蓄等が行えるよう、防災機能や防災体制の強化に取り組む必要がある。	○道の駅の防災機能や防災体制の強化を推進する。 【建設課】 施策分野：②住宅・都市／交通・物流
③事業所に対する従業員の一斉帰宅抑制等の周知・協力要請	
○帰宅困難者の大量発生による混乱を避けるため、事業所に対する帰宅困難者対策の周知や対策の実施についての協力要請を行う必要がある。	○災害時帰宅支援ステーションに関する協定の締結を目指す。また、町内事業者へ災害情報を伝達するため、戸別受信機やアプリの普及に努める。 【総務防災課】 施策分野：A リスクコミュニケーション

脆弱性の評価	推進方針
④学校園での長期滞在対策の検討	
○学校園において、地形や気候等から想定される災害についての防災教育を推進しておかなければ、災害時の避難の遅れ等により被害を拡大するおそれがある。	○町内全ての学校園において、避難訓練や、避難後の園児・児童・生徒を保護者へ引き渡す訓練等を実施する等、園児・児童・生徒を守るための防災教育を推進する。 【教育課】 施策分野：A リスクコミュニケーション
⑤公共交通機関の耐災害性向上	
○公共交通機関は、計画的に関係施設や設備の耐災害性の向上を図るとともに、被災した場合の早期復旧に必要な人員、資材を確保するため、関係事業者間の連携体制等を強化する必要がある。	○公共交通機関における施設、設備の耐災害性を向上させるための交通事業者の取組を促進するとともに、被災時における公共交通機関の早期復旧、代替輸送が効率的に行われるよう、関係事業者間の連携を促進する。 【企画財政課】 施策分野：②住宅・都市／交通・物流

2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	
脆弱性の評価	推進方針
①医療機関のBCP策定促進	
○町内医療機関の業務継続計画（BCP）の有無や災害の状況によりどこまでの医療が継続できるか未確認であり、大規模災害時においても医療提供機能を維持し、医療業務を継続するため、BCP策定の有無を確認した上で、未策定医療機関に対して策定を促進する必要がある。	○医療機関が被災した場合でも、医療提供機能を維持し、医療業務を継続できるよう、医療機関における業務継続計画（BCP）の策定について、医師会を通じて促進する。また、被災状況に応じてどこまでの業務が継続できるのかの確認を行う。 【保健福祉課】 施策分野：③保健医療・福祉
②救急医療活動等に必要非常用電源の確保の促進	
○医療機関及び介護保険施設等における非常用電源の有無を確認し、必要な非常用電源の確保を図る必要がある。	○町内8医療機関及び介護保険施設等の非常電源の導入の有無を確認し、矢掛町災害対策本部で把握しておく。また、電気供給が途絶えた場合の対策を各医療機関又は医師会、介護保険施設管理者等と連携し促進する。 【保健福祉課】 施策分野：③保健医療・福祉

脆弱性の評価	推進方針
③医薬品等の迅速な確保・供給のための訓練実施等	
<p>○災害時救急医薬品等の迅速な確保・供給を行うため、マニュアルの作成や訓練の実施等、関係機関との連携強化が必要である。</p>	<p>○矢掛町防災本部は、救護班・医療班に矢掛病院が関わるため、矢掛病院に手順書の作成を依頼する。</p> <p>○医薬品等の調達や透析患者の対応等の必要な流れ、関係機関と緊急連絡方法や情報交換方法等を確認し、訓練することで情報共有及び連携の強化を図る。</p> <p>【保健福祉課】 施策分野：③保健医療・福祉</p>
④岡山県防災・岡山市消防ヘリコプターの活用（再掲）2-2⑧ P40	
⑤燃料（石油）供給体制の推進（再掲）2-1④ P38	
⑥道路啓開体制の確保（再掲）2-1⑦ P38	
⑦エネルギー供給施設の耐災害性向上	
<p>○医療機関等へのエネルギー供給は、各施設の管理者に任せており、エネルギー供給施設の耐災害性や供給体制の状況を把握できていない。そのため、現状を把握し、関係機関が連携して、災害時の各施設へのエネルギー供給体制の確保に努める必要がある。</p>	<p>○中国電力等での停電対策（早期の停電復旧対策等）、LPガスの緊急調達（LPガス協会との協定活用）、その他エネルギー供給施設の被害予防対策の現状を把握し、エネルギー関連施設の耐災害性を図ることを要請し、促進する。</p> <p>【総務防災課，（ライフライン事業者）】 施策分野：②住宅・都市／交通・物流</p>

2-6 感染症等の大規模発生による多数の感染者の発生及び医療崩壊	
脆弱性の評価	推進方針
①予防接種の推進	
<p>○災害時の感染症のまん延を防ぐため、日頃から予防接種に関する普及啓発活動を行っているが、今後さらに効果的な広報活動の実施による予防接種への理解、認識を高める必要がある。</p>	<p>○予防接種に関する普及啓発活動を行うことにより災害時の感染症のまん延を防ぐ。</p> <p>○災害時でも接種が受けられる機関についての周知方法等について関係機関で情報共有を図る。</p> <p>【保健福祉課】 施策分野：③保健医療・福祉</p>

脆弱性の評価	推進方針
②避難所における感染症対策の推進	
<p>○避難所施設での感染症まん延を防ぐため、避難所内での感染症予防の手順書の作成や各避難者の予防行動の啓発及び職員への対応力向上のための避難所運営訓練を実施する必要がある。</p> <p>○大規模災害時に下水処理が滞った場合に備え、避難所施設での衛生環境を良好に保つ必要がある。</p>	<p>○避難所施設の消毒等のまん延防止措置や各避難者の予防行動の手順書作成や啓発を行う。また、避難所運営訓練を行い、職員及び関係機関で確認及び情報共有を図る。</p> <p>○避難所施設での衛生環境を保つため、し尿処理対策のための備蓄や設備の整備を進める。</p> <p>【保健福祉課、総務防災課】 施策分野：③保健医療・福祉</p>
③医薬品等の迅速な確保・供給のための訓練実施等（再掲）2-5③ P44	
④下水道施設の耐震化の推進	
<p>○地震による下水道施設の損壊等により、処理機能、排水機能が低下した場合に、機能復旧が遅れると、町民生活や経済活動に重大な支障が生じるおそれがあることから、下水道施設の耐震化を進めるとともに、老朽化対策を適切に実施する必要がある。</p>	<p>○下水処理場及び汚水移送の基幹施設となる汚水管、中継ポンプ場の耐震化を実施する。</p> <p>【上下水道課】 施策分野：②住宅・都市／交通・物流</p>

2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	
脆弱性の評価	推進方針
①感染症対策を踏まえた避難所運営マニュアル作成促進	
<p>○避難所には、高齢者・傷病者・妊婦・子ども等の配慮を要する人が避難してくるため、感染症対策を踏まえながら、早期に避難所を開設・運営できるよう、避難所運営マニュアルを作成して、発災直後から衛生管理等に徹底して取り組み、避難者の健康状態維持に向けた良好な生活環境を整える必要がある。</p>	<p>○災害時、早期に避難所を開設・運営し、感染症対策等の衛生管理に徹底して取り組むとともに、避難者の健康状態維持に向けた良好な生活環境を整えることができるよう、必要事項を記載した避難所運営マニュアルの作成を促進する。</p> <p>【総務防災課】 施策分野：③保健医療・福祉</p>

脆弱性の評価	推進方針
②指定避難所の指定，周知等	
<p>○災害種別や感染症等を踏まえた収容人数に沿った避難所の規模や数を考慮した新たな指定避難所を設定する必要がある。また，指定した際には広報紙等で周知を行うことにより，町民の安全を確保する必要がある。</p>	<p>○感染症対策（パーティション設置，分散避難）により，従来の想定収容人数を満たすことが困難になるため，情報収集を行い適切な避難所数の確保に努める。</p> <p>【総務防災課】 施策分野：①行政機能／消防等／防災教育等／情報通信</p>
③福祉避難所の指定拡大の促進	
<p>○原則として，まずは指定避難所に避難し，必要な方へは社会福祉施設等への避難を家族で行うこととなっている。しかし，現状としては高齢化及び核家族化等のため，家族で対応しきれないことがある。そのため，感染症対策等を踏まえ，社会福祉施設等の指定施設を拡大し，受入体制の充実を図る必要がある。</p>	<p>○指定避難所から福祉避難所への避難方法，避難経路等について町民に周知する。</p> <p>○感染症対策等を踏まえ，町内の福祉避難所の指定施設を拡大する等，受入体制整備を促進する。</p> <p>【保健福祉課】 施策分野：③保健医療・福祉</p>
④福祉避難所での避難者の生活環境の確保	
<p>○福祉避難所に指定されている施設の入所状況や感染症対策等を踏まえ，避難生活の長期化を視野に，避難生活環境を確保する必要がある。</p>	<p>○各施設に，要配慮者が安心して生活できるよう，感染症対策を踏まえ，適正な対応を実施できるよう支援する。</p> <p>【保健福祉課】 施策分野：③保健医療・福祉</p>
⑤予防接種の推進（再掲）2-6① P44	
⑥避難所における感染症対策の推進（再掲）2-6② P45	
⑦医薬品等の迅速な確保・供給のための訓練実施等（再掲）2-5③ P44	

目標
3

必要不可欠な行政機能は確保する

※【 】内は、施策分野及び主な関係課

3-1

被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化，社会の混乱

脆弱性の評価	推進方針
①町域の治安維持	
<p>○大規模災害時に警察機能が低下した場合に備え，平時より町民が犯罪の被害者にならないため，関係機関が一体となって自主防犯意識の高揚を図るとともに，犯罪に遭わないよう安全管理に対する自主的な防犯体制の強化が必要である。</p>	<p>○平時より，矢掛町防犯協議会，警察や事業者（地域企業），関係機関及び各種団体等と連携をとりながら，地域防犯ボランティアの支援や青色防犯パトロールの講習会及び出前講座等により啓発活動を行う。また，広報紙・矢掛放送・有線放送・チラシ・矢掛町情報配信メール等で身近な犯罪情報の提供を行うことで，町民一人ひとりの自主防犯意識の向上に努める。</p> <p>○平時より，町内7地区の防犯協議会の活動を支援するとともに，青色回転灯搭載車両による青色防犯パトロール隊の活動を支援する。</p> <p>【町民課】 施策分野：①行政機能／消防等／防災教育等／情報通信</p>

3-2

町職員の被災や施設の損壊等による行政機能の大幅な低下

脆弱性の評価	推進方針
①町有施設の計画的な耐震対策の推進等	
<p>○町庁舎については、最大震度 6 強の揺れが想定されている南海トラフ地震や断層型地震等により、甚大な人的・物的被害が発生するおそれがあるため、計画的に耐震対策を実施する必要がある。</p> <p>○その他の町有施設においても、防災拠点施設として機能を発揮できるよう、個別施設計画に沿った長寿命化対策の実施や、浸水対策、停電対策等、機能強化を図る必要がある。</p>	<p>○矢掛町耐震改修促進計画で定める耐震改修等の目標を踏まえ、町庁舎等、防災拠点となる公共施設の耐震改修を計画的に進める。</p> <p>【企画財政課】 施策分野：D 老朽化対策</p>
②感染症対策を踏まえた災害対策本部機能の分散化	
<p>○感染症流行時には、災害対策本部機能を分散化しながら、情報共有体制を確保する等、感染症対策を踏まえた対応を行う必要がある。</p>	<p>○感染症等の流行時には、災害対策本部機能の分散等、情報共有体制を確保する等、感染症対策を踏まえた対応を検討する。</p> <p>【総務防災課】 施策分野：①行政機能／消防等／防災教育等／情報通信</p>
③BCP の継続的な見直し	
<p>○感染症対策を踏まえた矢掛町業務継続計画（BCP）を策定する必要がある。また、策定した BCP については、PDCA サイクルにより計画見直しを継続的に行っていく必要がある。</p>	<p>○矢掛町業務継続計画（BCP）を策定し、庁舎の被災時の代替庁舎等の検討や感染症対策の観点も踏まえ、PDCA サイクルによる継続的な見直しを促進する。【総務防災課】</p> <p>施策分野：①行政機能／消防等／防災教育等／情報通信</p>
④受援計画の策定促進	
<p>○大規模災害時には、被災による行政機能の大幅な低下を来さないよう、他自治体から応援を受け入れる必要があるため、矢掛町受援計画策定を促進する必要がある。</p>	<p>○大規模災害時の被災による行政機能の大幅な低下を防止し、他自治体からの応援を円滑に受け入れることができるよう、矢掛町受援計画策定し、災害時受援の仕組みを作る。</p> <p>○災害時応援協定や対口支援制度を十分に理解するとともに、県の実施する訓練に積極的に参加し、実効性の向上に努める。</p> <p>【総務防災課】 施策分野：①行政機能／消防等／防災教育等／情報通信</p>

脆弱性の評価	推進方針
<p>⑤災害対応業務を遂行できる職員の育成</p>	
<p>○大規模災害時、被災者を支援するためには多くの人員が必要となるため、早期の支援が期待される避難所運営、住家被害認定調査等の災害対応業務について、円滑に遂行できる職員を育成する必要がある。</p>	<p>○早期の支援が期待される避難所運営や住家被害認定調査等の災害対応業務について、研修等を通じ、円滑に遂行できる職員を育成する。</p> <p>【総務防災課】 施策分野：B 人材育成</p>
<p>⑥地区防災計画の作成促進（再掲） 2-3⑧ P42</p>	
<p>⑦自主防災活動リーダーの養成</p>	
<p>○出前講座を行い自主防災組織の設立を呼び掛けているが、組織率の大幅な向上には至っていない。また、活動補助制度もあるが、活用実績は著しくないことから、地域における共助の中核をなす自主防災組織等のリーダーとなる人材を育成する必要がある。</p>	<p>○矢掛町自主防災組織活動支援事業補助金の周知を図り、自主防災組織の活動の活性化を図るとともに、自主防災活動リーダーの養成を推進する。</p> <p>○地域の防災力向上のため、資格取得経費の補助等により、防災士の資格取得を促進する。</p> <p>【総務防災課】 施策分野：B 人材育成</p>
<p>⑧防災行政無線の老朽化対策と情報通信手段の複線化の推進</p>	
<p>○防災行政無線については、非常電源装置を含め年間で保守を委託し管理している。また、老朽化対策として定期的に更新を行う必要がある。</p> <p>○情報通信技術の進化は目覚ましく、情報提供手段を多様化するため、新たな情報提供手段の導入の適否を検討する必要がある。</p>	<p>○防災行政無線については、非常電源装置を含め引き続き適切な管理を行う。</p> <p>○WEB ページやインターネットクラウド上の SNS サービス等に公式アカウントを作成する等、情報提供手段の多様化を図るとともに、平常時から運用を行う。</p> <p>【総務防災課】 施策分野：①行政機能／消防等／防災教育等／情報通信</p>
<p>⑨重要システムの業務継続体制の推進</p>	
<p>○災害時の対応能力向上のため、町の重要システムについて、ICT 部門の業務継続計画（ICT-BCP）の策定を進め、定期的に訓練するとともに、円滑なデータ復旧や長期電源途絶時の対策について、検討する必要がある。</p>	<p>○ICT 部門の業務継続計画（ICT-BCP）を策定し、業務継続の確保を図る。</p> <p>【総務防災課】 施策分野：①行政機能／消防等／防災教育等／情報通信</p>

目標
4

必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

※【 】内は、施策分野及び主な関係課

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	
脆弱性の評価	推進方針
①防災用電源の安定的確保	
○大規模災害時における1週間程度の停電においても、防災関係システムの機能が維持できるように、非常用電源設備の継続的な機能強化や燃料確保の取組を計画的に実施し、防災用電源の安定的な確保を図る必要がある。	○非常用電源の耐震対策や浸水対策等の耐災害性の向上、庁舎用発電機との連携による機能強化を進めるとともに、燃料供給体制の確保、燃料残量の遠隔監視や適切な保守点検等に取り組み、非常用電源の安定的な運用を図る。 【企画財政課】 施策分野：①行政機能/消防等/防災教育等/情報通信
②防災行政無線の老朽化対策と情報通信手段の複線化の推進（再掲）3-2⑧ P49	

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	
脆弱性の評価	推進方針
①災害時における公衆無線LAN環境の確保	
○災害時には無制限で使用できるが、町内6箇所の整備に留まっており、公衆無線LANの整備を拡大していく必要がある。	○自ら積極的に防災情報を取得する防災意識の啓発を図りつつ、多様な情報伝達手段の維持、確保に努め、必要があれば更なる情報伝達手段を検討する。 【総務防災課】 施策分野：①行政機能/消防等/防災教育等/情報通信
②住民への情報伝達手段の多様化	
○情報伝達手段として、町HP・twitter・LINE・行政情報配信メール（登録制メール）・戸別受信機・有線放送を整備しており、これらの利用者数を増やす必要がある。	○戸別受信機、やかげインフォ（アプリ）の利用を促進するため、戸別受信機の貸与、アプリの活用を促進し、多様な情報提供体制の強化を図る。 【総務防災課】 施策分野：①行政機能/消防等/防災教育等/情報通信

脆弱性の評価	推進方針
③住民意識の向上	
<p>○災害情報を積極的に収集しようとする姿勢は見られるが、災害時に必要な情報や収集方法について理解が進んでいないことから、町民に対する防災意識向上のための啓発活動や、防災アプリ等の利用促進を図る必要がある。</p>	<p>○町民自ら積極的に防災情報を取得する防災意識の啓発を図るとともに、広報紙等で防災アプリ等をインストールし、自ら積極的に防災情報を入手するように啓発する。</p> <p>【総務防災課】 施策分野：①行政機能/消防等/防災教育等/情報通信</p>

4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	
脆弱性の評価	推進方針
①全国瞬時警報システム（J-ALERT）を活用した住民への迅速な情報伝達環境の整備	
<p>○全国瞬時警報システム（Jアラート）で配信される情報については、町 HP・twitter・LINE・行政情報配信メール（登録制メール）・戸別受信機・有線放送にて自動配信される。これからの技術発展に注視し、より良い手段があれば積極的にその導入を検討する必要がある。</p>	<p>○住民への一層確実な伝達手段として同報系導入の検討を進める。さらに、戸別受信機、やかげインフォ（アプリ）の利用を促進する等、引き続き多様な情報伝達手段の維持、確保に努め、必要があれば更なる情報伝達手段を検討する。【総務防災課】 施策分野：①行政機能/消防等/防災教育等/情報通信</p>
②住民への情報伝達手段の多様化（再掲）4-2② P50	
③ハザードマップ作成及び住民への適切な避難行動の促進	
<p>○既存のハザードマップの作成年次が平成25年度であり、最新の浸水想定区域や土砂災害警戒区域が掲載されたハザードマップを作成する必要がある。</p>	<p>○浸水想定区域や土砂災害警戒区域等に変更があった際には、遅滞なくハザードマップの更新を行う。また、広報紙等を通じて防災意識の啓発を図る。【総務防災課】 施策分野：A リスクコミュニケーション</p>
④幼少期からの防災教育の推進	
<p>○全ての世代の防災意識の向上が必要である。特に将来を担う世代に対し、幼少期から、学校や自主防災組織等を通じ、日頃の災害への備えや身を守る行動等を学ぶ防災教育を継続的に実施していくことは、地域防災力の向上につながり必要である。</p>	<p>○幼少期から、学校や防災組織等を通じ、日頃の災害への備えや身を守る行動等を学ぶ防災教育を継続的に実施する。</p> <p>【総務防災課，（教育課）】 施策分野：①行政機能/消防等/防災教育等/情報通信</p>
⑤指定避難所の指定，周知等（再掲）2-7② P46	

脆弱性の評価	推進方針
⑥避難支援個別計画の作成促進	
<p>○避難行動要支援者については、平常時より居住状況や避難支援を必要とする事由等の情報を把握し、具体的な個別計画を記載した避難行動要支援者名簿を作成する必要がある。</p>	<p>○要配慮者の置かれている状況や特性に応じた対策が適切に講じられるよう、要配慮者の状況を把握する。その上で、避難行動要支援者の個々の行動計画を作成する。さらに、避難行動要支援者の個別の避難支援プランの作成整備に努める。【保健福祉課】 施策分野：③保健医療・福祉</p>
⑦岡山県、福祉関係団体等と連携した福祉支援体制構築の促進	
<p>○平時から岡山県・近隣市町と福祉関係団体が連携し、災害時に福祉支援を機能させるための体制構築を図る必要がある。</p>	<p>○大規模災害時に、被災地における高齢者等の要配慮者の福祉・介護等のニーズ把握及び迅速かつ円滑な支援活動を展開するため、県や近隣市町、福祉関係団体との連携強化を促進する。【保健福祉課】 施策分野：③保健医療・福祉</p>
⑧障がい者への円滑な情報伝達対策等の促進	
<p>○視覚障がい者に対しては、情報伝達に加え、避難所までの移動ルートを確認する必要がある。</p> <p>○聴覚障がい者に対しては、複数の情報伝達ルートを確認するとともに、避難周知のメール文を簡潔に行う等、工夫する必要がある。</p>	<p>○視聴覚障がい者に対し、避難所までの移動ルートや避難方法等が確実に伝達できるよう、情報伝達方法の多様化を図る。 【保健福祉課】 施策分野：③保健医療・福祉</p>
⑨福祉避難所の指定拡大の促進（再掲） 2-7③ P46	
⑩福祉避難所での避難者の生活環境の確保（再掲） 2-7④ P46	
⑪地区防災計画の作成促進（再掲） 2-3⑧ P42	
⑫外国人被災者への支援	
<p>○通訳や翻訳のできる人材の確保や、災害情報の多言語化等の外国人被災者への対応策を実施する必要がある。</p>	<p>○情報の多言語化、外国人の特性に配慮した対応ができるように知識の習得に努める。 【総務防災課】 施策分野：B 人材育成</p>

脆弱性の評価	推進方針
⑬観光施設の災害対応力の向上	
<p>○観光客，特に災害時の避難に配慮が必要な外国人旅行者に対し，観光中に災害が発生した場合の安全・安心を確保する必要がある</p>	<p>○特に災害時の避難に配慮が必要な外国人旅行者に対し，各施設管理者において，適切に災害情報を届け，避難行動につなげる体制等の整備を促進し，観光施設の災害対応力を向上させる。【産業観光課】 施策分野：A リスクコミュニケーション</p>
⑭防災行政無線の老朽化対策と情報通信手段の複線化の推進（再掲） 3-2⑧ P49	

目標
5

経済活動を機能不全に陥らせない

※【 】内は、施策分野及び主な関係課

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下	
脆弱性の評価	推進方針
①中小企業における BCP 策定の促進	
<p>○大規模自然災害発生後であっても経済活動が機能不全に陥らないようにするためには、地域の経済力の底上げが重要であり、備中西商工会と連携し、事業者の販路拡大支援等、力強い町内企業の育成支援に平素から取り組む必要がある。</p> <p>○災害を受けた中小企業が早期に復旧し事業を再開するためには、平時に準備が必要である。そのため、事業継続計画（BCP）の策定が必要である。</p>	<p>○商工業者の経営の安定的向上や地域経済の持続的発展のため、企業育成等の事業者支援を行う備中西商工会へ補助を行う。</p> <p>○中小企業が被災後にいち早く事業を再開するため、事業継続計画（BCP）の策定を支援する。</p> <p>【産業観光課】 施策分野：④産業</p>
②被災時における融資の実施	
<p>○災害を受けた企業の運転資金・設備資金に対する岡山県や備中西商工会等の融資制度の支援が円滑に行われるよう、制度周知や支援を図っていく必要がある。</p>	<p>○岡山県、備中西商工会、金融機関と連携し、融資制度の周知や利子補給等の支援を行う。</p> <p>【産業観光課】 施策分野：④産業</p>
③地域経済力の強化	
<p>○大規模自然災害発生後であっても経済活動が機能不全に陥らないようにするためには、地域の経済力の底上げが重要であり、備中西商工会と連携し、事業者の販路拡大支援等、力強い町内企業の育成支援に平素から取り組む必要がある。</p>	<p>○商工業者の経営の安定的向上や地域経済の持続的発展のため、企業育成等の事業者支援を行う備中西商工会への補助を引き続き行う。</p> <p>【産業観光課】 施策分野：④産業</p>
④緊急輸送道路や輸送・物流拠点へのアクセス道路の整備等、道路交通機能の強化（再掲）2-1⑧ P38	

5-2 エネルギー供給の停止による社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響	
脆弱性の評価	推進方針
①エネルギー供給施設の耐災害性向上（再掲）2-5⑦ P44	
②自立・分散型エネルギーの導入促進	
○エネルギー供給源の多様化のため、再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を進める必要がある。	○地域外からの電力の供給が停止した場合にも、地域の公共施設、特に避難所に指定されている施設や家庭等において、独立したエネルギー源を確保できるよう、太陽光発電やバイオマス発電等、自立・分散型エネルギーの導入を促進する。 【総務防災課，町民課】 施策分野：②住宅・都市／交通・物流
③緊急輸送道路や輸送・物流拠点へのアクセス道路の整備等，道路交通機能の強化（再掲）2-1⑧ P38	

5-3 重要な産業施設の損壊，火災，爆発等	
脆弱性の評価	推進方針
①高圧ガス設備保全対策の推進	
○高圧ガス設備の管理について，引き続き，既設耐震設計構造物の通達基準への適合指導や，重要度の高い既設耐震設計構造物の現行基準への適合指導を実施するとともに，関係機関と連携し，保安検査体制の強化や各事業所での取組のフォローアップ等を通じて防災体制の強化を図る必要がある。	○高圧ガス設備の管理について，法に基づく指導の実施や，関係機関と連携した保安検査体制の強化等を通じ，防災体制の充実を図る。 【総務防災課】 施策分野：④産業

5-4 陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響	
脆弱性の評価	推進方針
①緊急輸送道路や輸送・物流拠点へのアクセス道路の整備等，道路交通機能の強化（再掲）2-1⑧ P38	
②橋梁の耐震化・長寿命化，無電柱化及び生活道路整備の推進（再掲）1-1⑥ P30	

脆弱性の評価	推進方針
③道路法面等の落石・崩土防止	
<p>○道路機能維持のため、道路法面等の落石・崩土防止、トンネルの防災対策、電柱倒壊防止策を効率的・効果的に行う必要がある。</p>	<p>(緊急輸送道路等の落石・崩土危険箇所解消対策の推進)</p> <p>○道路の防災・減災機能を高めるため、緊急輸送道路や危険度の高い箇所に落石防護柵等を設置する等、落石・崩土危険箇所の解消に取り組む。</p> <p>(その他の道路・トンネルの防災対策、電線共同溝整備等の推進)</p> <p>○災害時の避難、緊急支援物資の輸送等の確保を念頭に置きながら、道路法面等の落石・崩土を防止する道路防災対策やトンネルの機能維持対策、路面下空洞調査、電柱倒壊を防止する電線共同溝整備を効率的・効果的に推進する。【建設課】</p> <p>施策分野：②住宅・都市／交通・物流</p>
④道路規制情報の提供確保	
<p>○道路災害時に伴う道路規制情報を岡山県ホームページで利用者に提供しているため周知する必要がある。</p>	<p>○道路災害時に伴う道路規制情報を矢掛町ホームページで確認できるように検討する。</p> <p>【建設課】</p> <p>施策分野：②住宅・都市／交通・物流</p>
⑤公共交通機関の耐災害性向上（再掲） 2-4⑤ P43	

5-5 金融サービス・郵便等の機能停止による町民生活等への甚大な影響	
脆弱性の評価	推進方針
①被災時における融資の実施（再掲） 5-1② P54	
②災害時の町債務支払業務体制の確保	
<p>○町債務支払に影響を与える財務会計システムが停止した場合の対応について検討する必要がある。</p>	<p>○矢掛町業務継続計画（BCP）を策定し、庁舎の被災に備え、あらかじめ代替庁舎等を検討し、町債務支払業務を継続させる。</p> <p>【総務防災課】</p> <p>施策分野：①行政機能／消防等／防災教育等／情報通信</p>

5-6

食料等の安定供給の停滞

脆弱性の評価	推進方針
①支援物資物流体制の推進（再掲）2-1③ P37	
②緊急輸送道路や輸送・物流拠点へのアクセス道路の整備等，道路交通機能の強化（再掲）2-1⑧ P38	
③農道整備及び農道橋等の保全対策の推進（再掲）2-1⑨ P39	
④農業生産基盤の計画的整備の推進	
<p>○中山間地域の農地では，棚田が多く不整形で大型機械による作業が困難であること，野生鳥獣による被害が増大していること等により耕作放棄地が増大し，その解消が必要である。</p>	<p>○中山間地域農業農村総合整備事業により農地や農業水利施設等の生産基盤を整備し，大型機械による作業効率の向上や生産性の向上を図る。</p> <p>○耕作放棄地の解消のために，中山間地域の農地の管理道等の整備を推進する。</p> <p>【建設課】 施策分野：⑤農林</p>
⑤地域農業支援等の推進	
<p>○少子高齢化により，農業の担い手不足が問題になっており，農業生産物の減少により，町内の食料流通量の不足を防ぐため，新規就農者の育成・確保等継続的な農業経営に取り組む必要がある。</p>	<p>○地域の農業後継者・担い手として，認定農業者の確保，育成を推進する。</p> <p>○担い手の確保と将来に渡って農地の確保・利用される体制整備として，「集落営農組織」の組織化及び法人化を図る。</p> <p>○地域の農業の新たな担い手として，新規就農者の確保に取り組む。【産業観光課】 施策分野：⑤農林</p>

5-7

農業用水の供給途絶に伴う生産活動への甚大な影響

脆弱性の評価	推進方針
①基幹農業水利施設の管理の推進	
<p>○基幹農業水利施設の老朽化が見られるため，老朽化対策と更新を行う必要がある。</p>	<p>○基幹農業水利施設の老朽化対策及び更新を行う。【建設課】 施策分野：D 老朽化対策</p>

脆弱性の評価	推進方針
②支援物資等の供給体制の確保	
<p>○支援物資の受け取り体制をあらかじめ構築し、町民に周知する必要がある。</p>	<p>○支援物資に対しては原則として、被災者世帯が取りに来てもらう。要配慮者等は自助、共助の範囲で対応してもらう体制を構築する。 【保健福祉課】 施策分野：③保健医療・福祉</p>
③防災重点ため池の安全対策の推進	
<p>○主要な農業用施設の中には老朽化した施設が多く、安定した農業用水利用を継続していくために、効率的かつ経済的に施設を改修・更新していく必要がある。その他の小規模な農業用施設についても同様に、改修・更新が必要である。</p> <p>○平成30年7月豪雨災害以降、農業用施設についての防災・減災の機運が高まる中、農業用ため池の管理及び保全に関する法律が施行された。防災重点ため池の見直しを行い、指定された防災重点ため池について、避難経路や避難場所、浸水エリア等を示したため池ハザードマップの作成が必要である。</p>	<p>○ダム・ため池・幹線水路等の主要な農業用施設について、施設機能診断に基づき作成された長寿命化計画により効率的な施設更新を実施する。その際、県営事業等を活用する。</p> <p>○利活用のない防災重点ため池については、ため池廃止工事を実施する。</p> <p>○ソフト対策としては、ため池ハザードマップの作成により、町民の防災意識の向上に努める。 【建設課】 施策分野：⑤農林</p>
④水資源の有効活用	
<p>○水資源を有効に活用するため、老朽化している水道施設の更新や耐震化が必要であり、水道施設更新計画策定が必要である。</p>	<p>○浄水場施設の更新を優先して進めるとともに、耐震化及び更新時期と併せて給水拠点となる機能を計画する。【上下水道課】 施策分野：②住宅・都市／交通・物流</p>

**目標
6**

ライフライン，燃料供給関連施設，交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに，早期に復旧させる

※【 】内は，施策分野及び主な関係課

6-1	電力供給ネットワーク（発電電所，送配電設備）や石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止	
	脆弱性の評価	推進方針
	①電源車派遣に関する事前協議（再掲）2-1⑤ P38	
	②緊急用LP ガス調達に係る連携の強化（再掲）2-1⑥ P38	
③自立・分散型エネルギーの導入促進（再掲）5-2② P55		

6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止	
	脆弱性の評価	推進方針
	①水道施設の計画的耐震化の促進（再掲）2-1⑪ P39	
	②水資源の有効活用（再掲）5-7④ P58	
③水道施設被災時の広域支援体制整備等		
○人事異動により，経験者が減少し，被災した場合の応急給水等の要請，受入体制の確立に努める必要がある。	○被災に備え，日本水道協会岡山県支部相互応援対策要綱に基づく災害時の応急給水受け入れ体制訓練への参加，応急給水受け入れ体制マニュアルの作成により，緊急時の広域支援体制の確立を促進する。【上下水道課】 施策分野：②住宅・都市／交通・物流	
④民間事業者との支援体制の確立		
○機械電気設備等，専門分野の職員が不在なため，保守点検業者との連携を強化する必要がある。	○企業会計の財政収支状況を踏まえて，機械・電気設備の保守や運転管理業務の内容について検討する。【上下水道課】 施策分野：C 官民連携	

脆弱性の評価	推進方針
①下水道施設の耐震化の推進（再掲）2-6④ P45	
②下水道施設の老朽化対策の推進	
<p>○老朽化による下水道施設の損壊等により、処理機能、排水機能が低下した場合に、機能復旧が遅れると、町民生活や経済活動に重大な支障が生じるおそれがあることから、ストックマネジメント計画による、計画的な対策を実施する必要がある。</p>	<p>○今後増加する老朽化した下水道施設のライフサイクルコストの最小化及び予算の平準化を図るストックマネジメント計画に基づき施設の長寿命化を着実に実施する。</p> <p>【上下水道課】 施策分野：D 老朽化対策</p>
③下水道施設の耐水化	
<p>○浸水による下水道施設の損壊等により、処理機能、排水機能の低下を防止するため、計画的に機械電気設備の耐水化を進める必要がある。</p>	<p>○汚水移送の基幹施設となる中継ポンプ場の制御盤の嵩上げや防水扉の設置等、機械電気設備の耐水化等を行う。【上下水道課】</p> <p>施策分野：②住宅・都市／交通・物流</p>
④下水道 BCP の定期的な見直し	
<p>○大規模地震発生時における迅速な下水道機能復旧、事業継続を行うため、職員一人ひとりが従事すべき災害時の業務を把握し平時から災害対応への意識を高めるため、下水道業務継続計画（下水道 BCP）の定期的な見直しを促進する必要がある。</p>	<p>○計画の修正及び見直しを行い、職員に周知し、有事の行動について理解させる。また、下水道 BCP に基づく訓練を行い、実効性の向上を図る。【上下水道課】</p> <p>施策分野：②住宅・都市／交通・物流</p>
⑤農業集落排水施設の計画的な長寿命化対策の促進	
<p>○農業集落排水施設の損壊等により、処理機能、排水機能低下を防止するため、計画的に長寿命化対策を進める必要がある。</p>	<p>○委託している維持管理業者と情報の共有を行い、日常点検の結果をもとに異常個所の早期発見に努め、修繕を実施する。</p> <p>【上下水道課】 施策分野：D 老朽化対策</p>
⑥合併処理浄化槽の設置促進	
<p>○くみとり槽が損壊して汚水が垂れ流しとなった場合、不衛生で劣悪な生活環境となる。また、汚水の流出による感染症のリスクが高まるおそれがあることから、災害に強い合併処理浄化槽への転換等をさらに促進する必要がある。</p>	<p>○合併浄化槽整備は、生活環境の保全、公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全につながることを町民に周知し、理解と協力を得る。浄化槽整備に必要な資金の補助も引き続き実施する。【上下水道課】</p> <p>施策分野：⑦環境</p>

6-4

交通インフラの長期間にわたる機能停止

脆弱性の評価	推進方針
①道路法面等の落石・崩土防止（再掲）5-4③ P56	
②地域交通ネットワークを構成する道路管理者が連携した道路網の整備（再掲）2-2② P39	
③農道整備及び農道橋等の保全対策の推進（再掲）2-1⑨ P39	
④林道橋等の点検整備（再掲）2-2⑤ P40	
⑤橋梁の耐震化・長寿命化，無電柱化及び生活道路整備の推進（再掲）1-1⑥ P30	
⑥公共交通機関の耐災害性向上（再掲）2-4⑤ P43	

6-5

防災インフラの長期間にわたる機能不全

脆弱性の評価	推進方針
①計画的な河川改修及び甚大な被害を受けた河川の集中的な治水対策の推進（再掲）1-3① P34	
②河川施設の長寿命化の推進等	
○水門・排水機場等については，長寿命化計画に基づく対策工事を順次実施しており，今後も着実な対策を実施する必要がある。 ○堤防や護岸等の整備を地震・液状化対策と合わせて計画的に進めるとともに，長寿命化計画に基づき，施設の信頼性確保，長期的な維持管理費の縮減・平準化を図る必要がある。	○河川の水門・排水機場・堤防・護岸等の老朽化対策を，長寿命化計画に基づき順次進める。 【建設課】 施策分野：D 老朽化対策
③砂防関係施設の長寿命化の推進（再掲）1-4② P35	
④治山施設の計画的な老朽化対策の推進	
○治山施設の老朽化による被害を未然に防止するため，新たに対象となった施設や初回の点検結果により再点検が必要となった箇所を順次調査し，対策が必要なものについては，緊急度等を勘案して計画的に実施する必要がある。	○原則，設置後10年以上経過した施設の調査・点検を実施し，対策が必要な施設については，緊急度等を考慮した上で計画的な整備を図る。 【建設課】 施策分野：D 老朽化対策
⑤ダム施設の信頼性の確保	
○ダムの施設機能の信頼性を確保する必要がある。	○ダム施設機能の信頼性の確保のための対策を岡山県に要請する。 【建設課】 施策分野：D 老朽化対策
⑥防災重点ため池の安全対策の推進（再掲）5-7③ P58	

目標
7

制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

※【 】内は、施策分野及び主な関係課

7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生	
脆弱性の評価	推進方針
①災害用装備・消防資機材等の整備（再掲）1-1⑧ P31	
②事業所や住宅等における火災予防対策の促進	
○事業所等の消防用設備等の適正な設置・維持管理や防火管理体制の充実を図るとともに、住宅用火災警報器、家庭用消火器、感震ブレーカー、LPガス放出防止装置等、火災予防設備の設置を促進する必要がある。	○事業所等の管理者に、消防用設備等の適正な設置・維持管理と併せ、防火管理体制の充実について働きかけを行う。 ○岡山県が実施する住宅用火災警報器の設置や感震ブレーカー、LPガス放出防止装置の設置等に関する火災予防啓発活動について、連携して取り組む。 【産業観光課，（消防組合）】 施策分野：A リスクコミュニケーション
③大規模商業施設等の防火対策の促進（再掲）1-2① P32	
④施設管理者に対する防火管理体制の強化支援	
○施設管理者に対する防火管理体制強化の取組を支援する必要がある。	○消防組合による防火対象物の立入検査を実施する。また、防火管理者が未選任の不特定多数が集まる施設に対して、防火管理者の選任について指導を行う。 【総務防災課，（消防組合）】 施策分野：A リスクコミュニケーション
⑤初期消火体制の充実（再掲）1-2④ P33	
⑥消防団（水防団）の充実強化（再掲）1-2③ P32	
⑦地区防災計画の作成促進（再掲）2-3③ P42	

7-2

沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞による交通麻痺

脆弱性の評価	推進方針
①緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化促進	
○耐震改修促進法に基づき、緊急輸送道路沿道の耐震診断が義務付けられた建築物の所有者へ耐震診断結果の報告を求め、耐震化を促進する必要がある。	○沿線・沿道の建物倒壊による被害や交通麻痺を回避するため、耐震改修促進法に基づき、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する。 【建設課】 施策分野：②住宅・都市／交通・物流
②空家等対策の推進（再掲）1-1⑩ P32	

7-3

ため池、防災インフラ、ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生

脆弱性の評価	推進方針
①防災重点ため池の安全対策の推進（再掲）5-7③ P58	
②基幹農業水利施設の管理の推進（再掲）5-7① P57	
③治山施設の計画的な老朽化対策の推進（再掲）6-5④ P61	
④河川施設の長寿命化の推進等（再掲）6-5② P61	
⑤ダム施設の信頼性の確保（再掲）6-5⑤ P61	
⑥おかやまアダプトの推進	
○県管理河川の堤防等については、認定団体による除草作業の実施により、流水機能の確保、堤防等の河川管理施設の点検の効率化が図られているが、河川の除草については、アダプト団体の活動に依存しており、今後、高齢化・過疎化によって活動人員の確保が困難となることを見込まれるため、対策を検討する必要がある。	○県管理河川の除草作業についてアダプト団体が重要な役割を果たしており、高齢化・過疎化により活動人員の確保が困難になることを見込まれるため、将来に向けた対策を検討する。 【建設課】 施策分野：C 官民連携

7-4

有害物質の大規模拡散・流出

脆弱性の評価	推進方針
①有害物質の大規模拡散等防止対策の促進	
○毒物・劇物保有事業者に対し、災害による拡散・流出防止を呼び掛ける必要がある。	○水質汚濁防止法，大気汚染防止法等の届出を厳格に求め，被災した場合には関係機関への情報提供を行うよう周知する。【総務防災課】 施策分野：⑦環境

7-5

農地・森林等の荒廃による被害の拡大

脆弱性の評価	推進方針
①農地・農業用施設を維持する共同活動の促進	
○用排水路やため池等の機能は，地域の共同活動により維持されていることから，今後も農地・農業用施設の保全が地域住民等により継続的に行われるよう，支援制度の周知も含め，広く啓発する必要がある。	○農地・農業用施設の保全が地域住民等により継続的に行われるよう，共同生活支援制度を広く啓発し，取組の維持・促進を図る。 【建設課】 施策分野：⑤農林
②農業生産基盤の計画的整備の推進（再掲）5-6④ P57	
③地域農業支援等の推進（再掲）5-6⑤ P57	
④計画的な間伐の推進	
○人工林について，所有形態が小規模零細であり，林業採算性の悪化，過疎・高齢化の進行等による森林所有者の林業経営意欲の低下から，間伐等の手入れ不足の森林が増加しており，岡山県と連携しながら，各種補助事業を有効に活用し，効果的な間伐を推進する必要がある。	○土砂災害を未然に防ぐためや森林が有する多面的機能の保持のため，森林整備や保全活動を実施する。また，森づくりの普及啓発活動を推進する。 【産業観光課】 施策分野：⑤農林
⑤治山施設の計画的な老朽化対策の推進（再掲）6-5④ P61	

脆弱性の評価	推進方針
⑥鳥獣被害防止対策の推進	
<p>○野生鳥獣による被害が増大している。町内において鳥獣による農林業等の被害を防止・軽減させるため、増大する耕作放棄地を解消し、鳥獣被害対策を実施する必要がある。</p>	<p>○鳥獣被害対策実施隊と連携し、捕獲と防護柵等による被害防止対策の普及推進、周辺市との一斉捕獲体制の検討、捕獲に従事する狩猟後継者の育成対策、有害鳥獣を寄せ付けない集落環境づくりに向けての体制整備を構築する。【産業観光課】</p> <p>施策分野：⑤農林</p>

目標
8

社会・経済が迅速にかつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

※【 】内は、施策分野及び主な関係課

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

脆弱性の評価	推進方針
①業務マニュアルの整備及び市町村災害廃棄物処理計画の策定、見直しの促進	
<p>○災害時の廃棄物対策については、矢掛町災害廃棄物処理計画で基本的な事項を定めているが、東日本大震災等の経験や知見を踏まえ、国が災害廃棄物対策指針を改定（平成26年3月）、岡山県の災害廃棄物処理計画策定（平成28年3月）、その後発生した平成30年7月豪雨において明らかとなった課題等を踏まえて災害廃棄物処理計画の見直し（令和2年3月）が行われている。引き続き、激甚化する災害に対して具体的で実効性の高い計画を見直す必要がある。</p>	<p>○災害時の廃棄物対策については、矢掛町災害廃棄物処理計画で基本的な事項を定め、その後発生した平成30年7月豪雨において明らかとなった課題等を踏まえ見直しを行っている。引き続き、定期的な訓練や研修を通じて、実効性のある計画となるよう見直しを図る。</p> <p>【町民課】 施策分野：⑦環境</p>

8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョン等の欠如等により復興できなくなる事態

脆弱性の評価	推進方針
①支援協定締結団体との連携強化	
<p>○一般社団法人岡山県建設業協会及び町内建設業者と災害時における応急措置等の実施に関する協定を締結して、障害物の除去や応急復旧等に必要となる人員、資機材等の確保に努めており、今後、協定の実効性が高まるよう、引き続き、関係者との連携を強化する必要がある。</p>	<p>○災害時における応急措置等の実施に関する協定を締結している建設業界団体との連携を強化し、障害物の除去や応急復旧等に必要となる人員、資機材等の確保を図る。</p> <p>【建設課】 施策分野：C官民連携</p>

脆弱性の評価	推進方針
②建設産業の人材確保支援	
<p>○建設産業が、社会インフラを支え、災害時の初動対応から応急復旧活動を行う等、重要な産業であることを周知するとともに、土木・建築系の学生と企業とのマッチングを進め、町内建設産業を人材確保の面から支援する必要がある。</p>	<p>○建設産業が道路や河川等の社会インフラを支え、災害時の初動対応から応急復旧活動を行う重要な産業であることを広く周知するとともに、学校や関係団体等と連携し、土木・建築系学生等の建設産業への就職を促進する。【建設課、(産業観光課)】 施策分野：B 人材育成</p>
③災害ボランティア関係機関の連携強化	
<p>○平成30年7月豪雨や新型コロナウイルス感染症対策への対策を踏まえ、災害ボランティア関係機関の更なる連携強化や役割分担の明確化を図ることが必要である。</p>	<p>○岡山県災害救援専門ボランティア登録制度の周知と登録を促進するとともに、災害ボランティアを受入れるための必要資機材や活動場所の確保に取り組む。 ○矢掛町と町社会福祉協議会との間で災害協定を締結する等、平常時から連携を強化し、災害時の役割分担や情報共有に係る研修等を通じて、災害ボランティア活動を支援する。【保健福祉課】 施策分野：B 人材育成</p>

8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	
脆弱性の評価	推進方針
①岡山県文化財等救済ネットワークの強化	
<p>○岡山県や市町村、民間団体(大学・県・建築士会)とともに形成している岡山県文化財等救済ネットワークについて、災害時の連携を一層強化する必要がある。</p>	<p>○岡山県文化財等救済ネットワークに基づく災害時の連携強化を推進する。 【教育課】 施策分野：A リスクコミュニケーション</p>
②文化財の防災対策の推進(再掲) 1-1⑨ P31	

脆弱性の評価

推進方針

①被災者の住まいの確保に向けた体制整備

- 災害により住宅を失った方に速やかに住居が供給できるよう、応急仮設住宅の建設や民間賃貸住宅の借上げに関する協定を維持する等、体制の整備を図るとともに、あらかじめ仮設住宅の建設予定地を選定する等、事前準備を進める必要がある。
- 住宅の一部を被災した方が、速やかに自宅での生活に戻れるよう、住宅の応急修理に関する協定を維持する等、体制の整備を図る必要がある。

- 応急仮設住宅の建設や民間賃貸住宅の借上げに関する協定を維持し、平時において仮設住宅の建設予定地を選定する等の事前準備を進める。
- 住宅の応急修理に関する協定を維持する等、体制の整備を図り、町民へ周知する。

【建設課】

施策分野：②住宅・都市／交通・物流

5. 施策の重点化

地域計画では、基本計画及び県地域計画との調和を保ちつつ、①影響度 ②重要度 ③緊急度の観点に加え、施策の進捗状況や平時の活用等から重点化すべき取組を選定した。また、重点化を図るリスクシナリオの選定において、重点化を図るリスクシナリオと関連が強いとされたリスクシナリオについても、その重要性に鑑み、取組の推進を図る。

重点化を図るリスクシナリオ及び重点化を図るリスクシナリオと関連が強いリスクシナリオをそれぞれ以下に示す。

重点化を図るリスクシナリオ

事前に備えるべき目標		リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-3	河川洪水や内水はん濫等の突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-4	大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生
2	救助・救急，医療活動が迅速に行われるとともに，被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等，生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-3	自衛隊，警察，消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-7	劣悪な避難生活環境，不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し，情報の収集・伝達ができず，避難行動や救助・支援が遅れる事態
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
		5-4	陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
		5-6	食料等の安定供給の停滞
6	ライフライン，燃料供給関連施設，交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに，早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク（発電所，送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地の大规模火災の発生による多数の死傷者の発生
		7-5	農地・森林等の荒廃による被害の拡大

重点化を図るリスクシナリオと関連が強いリスクシナリオ

事前に備えるべき目標		リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	
1	直接死を最大限防ぐ	1-2	不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
2	救助・救急，医療活動が迅速に行われるとともに，被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災，支援ルートの途絶，エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-2	エネルギー供給の停止による社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
6	ライフライン，燃料供給関連施設，交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに，早期に復旧させる	6-4	交通インフラの長期間にわたる機能停止

第5章 計画の推進と進捗管理

1. 計画の推進

(1) ハード対策とソフト施策の適切な組合せ

ハード対策とソフト施策の適切な組合せによる各種事業の推進を図り、効果的かつ実効的な施策の推進に努める。

(2) 全員参加による計画の推進

矢掛町の強靱化の実現には、矢掛町的全職員をはじめ、国や岡山県、防災関係機関、自主防災組織や消防団、民間事業者、教育機関、住民等の一人ひとりが役割を担うという認識のもと、適切な「自助」「共助」「公助」の役割分担のもとで、計画の推進を図る必要がある。

このため、様々な機会を通じて、地域計画の周知や防災意識の高揚等に取り組むことや、国、岡山県の各種補助事業の活用や、民間資本の活用等により、効率的な施策の推進に努める。

2. 計画の進捗管理と見直し

地域計画は、策定後においても全庁横断的な体制のもと、施策ごとの進捗状況や設定した目標の達成状況、社会状況の変化等を踏まえ、施策・計画の立案（計画(Plan)）、施策の計画的な実施（実行(Do)）、施策の進捗管理・結果の評価（評価(Check)）、計画の見直し・改善（改善(Action)）によるPDCAサイクルで計画を着実に推進していくことが重要である。したがって、毎年度進捗状況を確認し、計画期間中であっても必要に応じて施策や指標（矢掛町国土強靱化地域計画 アクションプラン）の見直しを行う。

また、振興計画や地域防災計画等の関連計画策定・見直し時には、それらの整合性を確保し、必要な修正を行うものとする。

